

第8章

西ジャワ農村における土地所有権の 確認書類保有状況

はじめに

人口密度の著しく高いジャワ島における現在の開発の進行は、至るところで土地問題を社会問題として表面化させている。現在進行中の西ジャワ州ブカシ県チカラン郡など3郡における6000ヘクタールに及ぶ大規模な民間工業団地の造成は、この地がインドネシア最大のレンガ産業の中心地であるため、これまで操業してきた約2000の工場のほとんどを立退きの対象としている。現地は大量の土地ブローカーの跳梁の場と化し、低額補償金、既存のレンガ工場の移転・廃業、レンガ工場労働者の転職が社会問題となっている⁽¹⁾。日本の政府開発援助も用いられている中ジャワ州のクドゥンオンボ・ダムでも、代替地や土地補償金について今なお問題の解決をみていない⁽²⁾。さらに西ジャワ州チアンジュール県のチマチャン村では、33.4ヘクタールのゴルフ場建設について、日本軍政期以降耕作を続けてきた農民と、この土地にゴルフ場を建設しようとする民間会社およびこれに土地を提供しようとする村当局の間で、土地の所有権と土地利用をめぐって争われている⁽³⁾。同じ西ジャワ州のガルッ県のバデガ村においても、1950年代以降耕作を続けてきた農民と、長期用益権(hak guna usaha)に基づいて茶園を経営しようとする民間企業およびこれを許可した行政の間で400ヘクタールの土地権をめぐって争われ⁽⁴⁾、さらにマジャレンカ県でも1000ヘクタールの土地について、オランダ植民地期より耕作を続けてきた農民と、日本軍が接収した土地の所有権を主張する

空軍との間で、その所有権の帰属をめぐる争いが続いている⁽⁵⁾。一方ジャカルタなどの大都市では、土地転がし・土地投機と民間デベロッパーの開発が混合したいわゆる土地マフィアの存在が大きな問題となっている⁽⁶⁾。また同一地に対する二重土地証書の発生、土地証書の偽造も後をたたない⁽⁷⁾。

これらの諸問題は複雑な要因が絡んでいるが、最も重要な問題の一つが土地権の帰属問題である。土地権の不確定性が問題の背景となっているのである⁽⁸⁾。現在のインドネシアでは、土地権の帰属・内容を明確にする近代の方策である土地の測量と登記が完了した土地は全体の10%に満たないといわれる⁽⁹⁾。土地登記制度自身はオランダ植民地期に確立していたし、土地登記の実施に欠かすことのできない土地測量、土地台帳の作成という点でもジャワ島にみるかぎり植民地期にそのほとんどの地域をカバーしてきた。ではどのような事情や歴史的経緯が今日の状況をもたらしているのだろうか。このようにわずかな面積にしか土地登記が実施されていないなか、現実社会ではどのように土地権の帰属を明確化しているのだろうか。1960年農地基本法は多くの限定つきながら慣習法を基礎に置いている。慣習法に基づく土地権移転の方策はどのようにであろうか。

以上のような土地権確立の今日の現状は、開発の障害となっているといえる。資本主義の展開は近代的所有関係の成立を要求するはずであった。しかし、実際には測量・登記が進まず、近代的土地権が十分確立していない状態は容易には変わらない。土地登記のされていない住民の土地権は実際の開発過程では弱い土地権として現れ、このような現状にもかかわらず開発はいつそう加速的に進行し、その問題点は低額補償金、法的不備や行政のソフトステート的側面を悪用した土地取上げ、住民追出しとして現れ、地域住民、小農民、小工業者、これらのもので働く労働者、農村住民に矛盾がしづ寄せされている。このような住民のもつ土地権の実態についての研究はこれまでほとんどなされてこなかったといってよい。これまでの土地問題についての農村調査をふまえた研究は、土地所有・経営面積規模の階層間の相違とそれから考えられる農民層分解、あるいは所得分配を問題にするものがほとんどで

あって、土地権が種々異なっている（土地権の相違に応じて土地価格も異なる）という事実はほとんど触れられることができなかった。また法律・行政からの研究は、研究よりも法律と政策の解説が多かった⁽¹⁰⁾。本章では、農村住民の土地権の現状を、法律・政策の歴史的展開過程を踏まえたうえで、西ジャワ州の一村落における土地権確認書の所有状況の実態を調べることによって明らかにするよう試みる⁽¹¹⁾。

ここでいう土地権確認書とは、住民が土地権を当事者同士および、第三者とくに村落社会外の人に立証するために用いる書類であり、そのために最も完成された書類が土地証書 (*sertifikat tanah*) である。現実にはこの証書を所有地すべてについて持つ人は農村では多くなく、代わりに用いられる書類は地方開発寄与税 (Ipeda) 課税台帳抄書⁽¹²⁾（以降Ipeda抄書と呼ぶ）等である。事実、上で触れたチマチャンにおける土地紛争では、農民はIpeda事務所の発給したIpeda抄書をもって自らの土地所有権を立証しようとし、一方村役場は土地局が発給した土地証書をもって村の所有権を主張し、両者の主張は平行線となっている。マジャレンカのケースでも、住民は植民地時代の地税課税台帳抄書（実質的にIpeda抄書に等しい）をもって土地所有権を主張し、一方空軍はやはり土地証書を持っている。また土地権確認書の種類ごとに土地価格が異なり、これも問題を複雑にする理由になっている⁽¹³⁾。では、このIpeda抄書とは何であろうか。その限界は何処にあるのだろうか。土地権確認書において慣習法に基づく書類はどのようなものであり、今日どのように機能しているのだろうか。そして、多種類に及ぶ土地権確認書の所有状況に農村社会諸階層間の相違はみられるのだろうか。この最後の点を明らかにしようと試みる理由は、土地証書は他の諸確認書に比べ土地権を強く保証する（この証書のある土地は価格も高くなる）ものであるため、農村社会上層の人々によって保有され、農村社会下層の人々は弱い権利の土地権確認書しか持たないという仮説が成り立つからである。本章は農村住民の土地権確認書の現状分析に重点をおき、以上の問題に紙幅の範囲内で答えるよう努める。

第1節 近代的土地所有権の確立と土地登記制度の展開

近代的土地権の確立のためには、1筆1筆の土地の土地権の確定とこれを可能にするための地籍調査、そしてこの権利を公示するための土地登記制度の確立が不可欠な要件であった。まず、この登記制度のインドネシアにおける現状について概観する。

1. 1961年土地登記法

現行土地法の基本原則を定める1960年の農地基本法 (Undang-undang Pokok Agraria)⁽¹⁴⁾では、その第19条で土地登記の実施をうたっている。土地測量、地籍図作成、土地権利内容書の作成、権利の移動の記帳も含む土地登記簿の作成・維持、および土地証書の発行を内容とする土地登記の実施は、法的確実性の確立のため政府により実施される。同条第3項では、国家社会の現状や実行可能性を考慮して実施されると規定しており、基本法説明文もその必要性の高い都市より始められるとしている。これらの実施のための法律として土地登記に関する1961年政令第10号⁽¹⁵⁾が出された。この法律が実施されることにより、それまで存在したすべての土地登記に関する法律が無効となった。

この法律の発布 (1961年3月23日) に続き、ジャワ島では1961年9月24日より、外島では62年3月24日より地域ごとに段階的に土地登記が開始され、この実施に必要な政令、農地大臣令などが次々に出された。この土地登記に当たる行政府は当初農地省土地登記局 (Jawatan Pendaftaran Tanah) であり、のちに内務省土地局 (Direktorat General Agraria) 土地登記課 (Direktorat Pendaftaran Tanah) となり、88年からこの内務省土地局は国家土地庁 (Badan Pertanahan Nasional) となった。そして、土地登記の実施のため原則として2級地方行政体 (県および市) に一つの土地登記事務所 (Kantor Pendaftaran

Tanah : KPT。今は土地登記課 (Seksi Pendaftaran Tanah) がおかれ、複数の土地登記事務所を監督する機関として土地登記監督事務所 (Kantor Pendaftaran dan Pengawasan Pendaftaran Tanah : KP3T) がおかれた。

この土地登記に関する法律では、土地登記は土地登記局、のち内務省土地局により、村ないし同一行政レベルの地域ごとに実施されるとされている。実施にあたっては土地登記局の官吏を委員長とし 2 人以上の村役人により構成され、農地大臣 (のち内務大臣、今では国家土地庁長官) により任命された委員会が、土地権の調査、境界の確定、土地権の確定、村全体の地籍図 (peta pendaftaran tanah) の作成を行う。委員会の考える土地権の帰属に関し、異議申立てがあった場合、委員会が説明するが、解決がつかない場合裁判所で争われることになる。その後、すべての地籍図とそこに記載された土地権の内容、境界、土地権者名を村役場などに 3 カ月間公示し住民の異議申立てを待つ。この異議申立てについて、委員会は判断を行うがここでも解決がつかない場合、裁判所で争われる。これらの手続きにより土地権が確定すると(村の地籍図は法的効力をもつ)，各々の土地について登記書 (buku tanah) に権利が記載されて、土地登記事務所長の署名がなされ、これが村ごとに束ねられて土地登記簿 (daftar buku-buku tanah) となる。そして権利の種類ごとに連番のある登記書と、やはり連番の付された測量図 (surat ukur) が綴じられ表紙がつけられる。そして、土地登記事務所長の署名のある土地証書が地権者に与えられる。ただしこの土地証書の付与は地権者よりの請求があったときだけである。費用は所有権のための土地証書の場合、土地価格の 1 % である。

この土地権の確定した土地の権利の売買、質入れ、抵当権の設定などの権利の移動・変化のためには公正証書 (akta) が必要であり、この公正証書は公証人 (notaris) などの土地公正証書作成官 (pejabat pembuat akta tanah : PPAT) があたる。農村部では普通、郡長 (camat) がこの土地公正証書作成官になっている。この公正証書には土地売買公正証書 (akta jual beli tanah), 生前贈与公正証書 (akta hibah), 私有地上の地上権設定公正証書 (akta mendirikan hak guna bangunan atas tanah milik), 抵当権公正証書 (akta

hipotek) など多数の種類が存在する⁽¹⁶⁾。すでに土地証書のある土地を購入しようとする人は、この土地売買公正証書を作成しなければならず、土地公正証書作成官は土地証書などとともにこの書類を土地登記事務所に回すと、土地登記事務所は裁定の後、新たな土地証書を新しい土地権者に発行する。たとえば、既登記地の売買に際しての土地登記の費用は土地価格の0.5%である。土地証書名義人が死亡し相続がなされたとき、相続人は6カ月以内に名義変更手続きをしなければならず、その遅延には罰金の支払いが必要となる。

さて、このような村単位の一挙的土地登記は、農村部においてはこの土地登記法成立後ほとんど進んでいないと考えてよい。現在すでに土地登記の終わっている土地の多くは、現行の土地登記法の成立以前にすでに土地登記が終わっており、現行の土地登記法成立後簡単な手続きの後、現行法に基づく土地登記が認められた土地と、それまで土地登記の行われていなかった土地に個人の申立てにより個人の土地について土地登記が行われた土地、および1981年に始まる全国土地作戦プロジェクト (Proyek Operasi Agraria Nasional : Prona) によって実施された土地である。

本章が論じている農村部の場合、この土地登記法が成立する以前に土地登記の実施された土地はほとんどなかったと考えてよい（こうなった理由については後で述べる）。そのため、農村部において重要な規定は、これまで土地登記の行われてこなかった土地の土地登記に関するものである。このような土地について土地登記法第18条は、土地権者の申請に応じて転換される土地権の種類を決定し土地登記を行うよう規定している。ここでいう転換とは1960年農地基本法転換規定第2条、4条、7条に基づき、従来西欧法ではなくインドネシア法に基づいていた土地が土地所有権 (hak milik tanah)、地上権 (hak guna bangunan)、長期用益権、使用権 (hak pakai) のいずれかに転換されることをさす。この転換と土地登記の実施および新しい土地権書の発行は、1962年農業・農地大臣令第2号⁽¹⁷⁾によって定められている。

この大臣令によって住民が土地登記を行おうとするとき、住民は自らの土地の権利を証明する書類を土地登記事務所に提示しなければならない。ここ

で本章が問題にする、一方の重要な書類である地税課税書が登場する。すなわち、この農業・農地大臣令第3条のa項は、土地権を立証する書類として土地収益税（地税に等しい）課税書（surat pajak hasil bumi）ないしインドネシア人不動産税課税（verponding Indonesia）書⁽¹⁸⁾が用いられること、そして、b項はこの書類を認め、農地と宅地の区別を明確にし、誰が当該地の所有者であるのかを明らかにした、村長の説明書（surat keterangan）が必要なことを述べている。この説明書は郡長（asisten wedana、今日ではcamat）によって承認されねばならない。c項では土地権を所有するものがインドネシア国籍民であることを証明する書類について述べている。ここでいう、インドネシア人不動産課税⁽¹⁹⁾書が対象とする土地は後述するように広くはないので、今日農村部における個人申請に基づく未土地登記地の土地登記の際の土地権の立証は、主に地税課税書によってなされ、この立証のためには村長と郡長の了承が必要なことが分かる。土地登記事務所は、この申請を受け付け審査の後、申請された土地登記の内容を村役場、郡庁で2ヵ月間公示し、異議申立てのない場合、土地登記事務所により登記される。そして、申請者に対し土地証書が与えられる。この場合の費用は土地価格の1%であった。

この農業・農地大臣令では、これらの書類のない土地についても個人申請に基づく土地登記の道を開いている。その際の土地権の立証は、1961年の農地大臣決定⁽²⁰⁾に基づくA土地調査委員会（Panitia pemeriksaan tanah A）の調査に基づき、この調査結果の2ヵ月間の村役場、郡長、地方土地局長における公示の後、住民からの異議のないことを確認して土地監察長（Kepala inspeksi agraria）の承認によって成立する。

このように、農村部の住民が土地登記を行おうとする場合、農村部の大多数を占めるこれまで土地登記のなされてこなかった土地については、多くの場合地税課税書とこれに対する村長・郡長の支持により土地権の立証が行われるのであった。土地登記が実施された後の土地権の売買、質入れ、抵当権の設定等の際に公正証書が必要になることは、すでに述べた登記地と同様である。

後述するが、植民地期の土地登記制度のもとでは、登記は所有権確立に必要な要件であり、そのため、西欧法のもとにある土地は基本的にはすべて登記されてきた。これに対し1960年の農地基本法は慣習法を基本とする土地法体系に則っている。ここでは、登記や公正証書作成なしでも、たとえば売買代金の支払い、相続などの物権移転の直接的要件を満たせば土地所有権などの土地権の移転は成立する。

ハルソノによると、慣習法に基づく売買による土地権の移転に際し必要な要件は、権利の譲渡と代金の支払いが同時になされ(tunai)，物件の受渡しが単に名目的に口頭によるのではなく実質的に(riil)行われ、かつまた村長の面前で明白に(terang)この受渡しがなされ、売却人が土地を購入者に売却し代金を領収した旨を述べた収入印紙つきの紙に譲渡人の署名が行われ、また村長が証人(saksi)として署名することにより満たされる。ここで用いられる書類の様式は種々あり、印紙(materei, segel)がついているものが普通である⁽²¹⁾。この場合の証人は村長である場合が普通だが、村役人も認めるとする最高裁判決もある⁽²²⁾。ここでいう書類とは上に述べた公正証書作成官により作成される公正証書以外の、慣習法に基づく書類といえる。1961年土地登記法第19条は公正証書作成官の作成した公正証書を規定しているが、これのみが土地売買の合法性を規定する絶対的条件とは述べていないとのバンドゥン地方裁判所の判決もある。公正証書によってしか土地登記はできない。では公正証書以外の、慣習法に則った土地の売買とそれによる書類はどこまで当事者を保護できるのだろうか。これは行為が善意(iktitikad baik)に基づいているかぎり保護される。そして、この善意あるいは悪意(iktitikad jelek)についての判断は判事(hakim)に任されるとハルソノは説明している。またスマモは1930年代の西ジャワについて、村落行政の助力のもとになされた土地売買は村落行政による保護がありうるが、村落行政の関知外に行われた土地売買は、購入者がすべての危険を負担しなければならないと述べている⁽²³⁾。この慣習法に基づく土地の売買に際して作成される書類は、用紙の名をとって印紙証(surat segel)と呼ばれたり他の名で呼ばれている。この書類について

は次節以降で詳しく述べる。

慣習法に基づくとすれば印紙のつかない書類を用いたり、あるいは書類を全く用いない方法も考えられる⁽²⁴⁾。筆者の調査村には土地代金領収書(kwitansai)と呼ばれる書類が存在し、この場合市販の領収書用紙しか用いていなかった。この書類についてハルソノのいう慣習法上の規定と比較して、その内容や性格を次節以降で述べたい。

土地登記制度は公示の原則をとる。そして前述のように農地基本法第19条の規定に従えば、土地登記のされていない土地も慣習法に従い所有地として認められる。たとえば相続についても土地登記事務所への報告の義務があるのはすでに土地登記されている土地に限られ、これを怠ったからといって所有権そのものが否定されるわけではない。登記されていない土地については土地登記事務所への報告の義務はないといえる。

未登記地の売買、質入れ、抵当権の設定などの物権の移動について、この権利を得た者は権利を第三者に対して明らかにするため、この移動について公正証書を作成することができる。これについて公証人が公正証書を作成するとき、土地登記事務所は当該地が未登記地であるとする説明書を発行する。これに対し、土地登記事務所の所在地の都市以外の公証人が存在しない郡では、土地登記事務所の出す説明書は村長および1人の村役人の承認のもとの土地権移動書(通常は公正証書)に代替され、これは郡長によって署名されねばならない。実際の公正証書を介在させる土地売買では、まず村長の面前で両当事者の間で土地代金の支払いが行われ、その場でIpeda抄書やC字台帳を参考に公正証書用紙に土地の面積、位置、Ipeda上の等級、区画番号、C字台帳の個人登録番号(nomor kohir)、隣接地の所有者名、地目、価格などが記入され、売買の両当事者と村長および他の村民(通常は村の書記)が証人として署名する。この公正証書用紙には当該地がこれまで慣習法所有権(hak milik adat)地であり、また農地ないし屋敷地であった旨の説明書が添付されており、村長・郡長の署名が必要である。この記入済みの公正証書用紙とこれの作成に必要な他の書類は、郡長のもとに持っていかれ、郡長は土地公正

証書作成者としてこの公正証書などに署名をする。ここで初めて公正証書が有効になる。公正証書作成の手数料は後に述べる調査村で土地売買価格の約10%であった。

この公正証書の写しは、これまでの土地所有者のIpeda抄書とともにIpeda事務所に持っていくかれ、ここでIpeda抄書は新しい土地所有者の名義に変更される。この公正証書が、これまで当該地に土地証書あるいは暫定土地証書(sertifikat sementara)は発行されたことがないことを示した郡長と村長の署名のある土地経歴説明書(keterangan riwayat tanah)や他の書類(土地登記費用支払い書など)とともに土地登記事務所に提出されると、土地登記事務所は暫定土地証書を新しく土地権を得た人に与える。したがって、土地登記がなされていない土地について暫定土地証書が与えられるまでの間、公正証書だけ持つ村民が存在することになる。実際には公正証書作成までの段階で手続きが止まってしまっているケースが多い⁽²⁵⁾。また、土地証書にも別に暫定土地証書が存在することも分かる。暫定土地証書は地籍図が不十分な場合に出される。1960年以前に土地登記がなされていた土地について、地籍図がなかったり不十分であった土地に対しても出される⁽²⁶⁾。

以上から、農村部住民が持つ土地権確認書として、土地登記が行われた土地についての土地証書があり、これのうち地籍図が不十分なために出される暫定土地証書があることが分かり、また公正証書(前述のように多数の種類がある)だけ持つ村民が存在し、登記が行われていない土地の土地登記や公正証書の作成の際の重要な土地権の立証書類となる地税課税書が存在することが分かった。また慣習法に則った売買の際に作成された印紙証や、その他に土地代金領収書が存在することも明らかとなった。

農村住民の持つ土地証書について付言しておかねばならないことは、土地証書が必ずしも土地権の実態を反映しているわけではないということである。すなわち、1961年土地登記法説明文第28条にあるように、土地権の旧所有者に内容の無効となった土地証書を土地登記事務所に提出させる強制力がないため、事実と相違する土地証書の存在する可能性がある。また、前述のよう

に相続などによる権利の移動の報告を怠ったからといって、土地権そのものがなくなるわけではないためか、その報告がなされず、したがって土地証書の名義が実際の所有者と異なることもある。土地証書の内容に疑念がある場合、土地登記事務所の登記簿に照会する必要があり、土地登記事務所は土地登記簿照会書（surat keterangan pendaftaran tanah）を発給する⁽²⁷⁾。

以上の土地登記事業はこれまで遅々とした歩みしかみせていない。より迅速かつ安価な費用で土地登記を実施することを目指した土地問題全国作戦プロジェクトが開始された1981年当時、インドネシアの土地の20%しか土地登記が実施されてこなかったといわれた⁽²⁸⁾。しかし89年12月に国家土地庁長官は、ジャカルタ首都特別州でさえようやく27%で、全国では10%を下回る述べている⁽²⁹⁾。90年5月、全国でまだ7%しか実施されていないとする発言が国会であった⁽³⁰⁾。いずれにしても、この土地登記が十分な展開をみせていないことは明らかであろう。

このように土地登記が不十分にしか進んでいない一方で、農村で土地権を立証するための重要な書類としてIpeda抄書が幅広く存在している。このような事実およびその問題点は、インドネシアにおける地籍調査や土地登記制度の歴史的展開を振り返ることなしには説明できない。以下、オランダ植民地時代の土地登記を述べ、次節で地籍調査とIpeda抄書の基礎となる地税制度について本章の必要とする範囲内で述べたい。

2. オランダ植民地期の土地登記制度

蘭領東インドにおける土地登記制度は、古くはオランダ東インド会社の時代に遡るが⁽³¹⁾、この制度が蘭印において普遍的になるのは1834年以降である。すなわち、1834年4月に不動産登記移転条例（Overschrijvingsordonnantie）⁽³²⁾が定められた（蘭印官報第27号）。この法律は多くの修正や補足が加えられていくものの、1961年の土地登記法の成立までのインドネシアにおける土地登記の骨格となる。この条例の第1条は、「所有権やすべての不動産の

移転の証書……， および抵当権の設定された不動産の公正証書， 最後に抵当権の解除に関するすべての公正証書は， 法務委員会 (Raden van Justitie) の設立されている地域ではこの委員会のなかの 1 人ないし 2 人の委員 (commissarissen) の面前で同所の記録係 (griffer) の助力を得て， またそのような法務委員会のないところでは地方行政首長の面前でその地方の書記の助力を得て， また書記の存在しないところでは地方行政首長の政庁の 1 人の職員 (commies) の助力を得て作成しなければならず， これ以外は無効である (zullen, op poene van nulliteit)」と規定している。この規定により， 法務委員 (裁判所の委員と理解される) や地方行政首長が兼ねた登記・移転記録官 (overschrijvingsambtenaar) の面前で証書が作成， 引き渡されたときにのみ所有権， 抵当権などの土地権が確立し， 同時に土地登記が成立することになった。すなわち， 第三者に公示するため土地登記を行うことはあれ， 土地権移転自身は売買等と同時に土地登記以前に成立したそれまでの制度とは異なり， 土地権の移動に際し土地登記が義務づけられ， 土地登記が実施されて初めて土地権が成立することとなった⁽³³⁾。この法律は以降種々補正され， 西欧法のもとにある土地についてはすべて登記されていく。ただし， この土地登記は， 公信の原則をとらず公示の原則をとっていた。

この法律の実施の必要から， 1837年に蘭印官報第27号で政府土地測量官 (Gouvernements-landmeters) についての規則が定められた。この政府土地測量官は地籍図の作成と維持にあたり土地測量証 (landmeter-kennissen) を発行した。1834年の不動産登記移転条例は， 土地登記申請者はこの土地測量証を提示しなければならないこと (第13条)， 売買による移転公正証書の作成に際し， 購入者は自らの名義で物件の引渡しを受けたことを明らかにするためその場に立ち会わなければならないこと (第20条)， 証書の詳細な内容は公示されなければならないこと (第22条) を定めた。記録係や書記は登記移転記録官の監督のもと， 登記を行う前に権利の正当性について詳細な調査を行い， 最終的に証明書 (een schriftelijk bewijs) を権利者に与えた。証書は記録係あるいは理事州政庁 (residentiekantoren) のもとに保管され， 希望者に閲覧が許さ

れた。

インドネシアの民法は1847年に制定され、そこでは所有権について規定されている。基本的には絶対的、排他的権利としての所有権といえ、民法第572条は「所有権はなんら制限のないものと見なす。他人の物に対する自己の権利を主張するものはその権利を証明しなければならない」と規定した。しかしこれら法律はインドネシア人には適用されることなく、西欧法のもとにある人々にのみ適用された。すなわち、1870年の農地令 (Agrarisch besluit) は、第1条で「……他人により所有権を立証されない土地はすべて国有地と見な……」し、民法上の所有権が確定されている土地以外をすべて国有地とし、インドネシア人の土地はすべてこのなかに含まれた。そして、インドネシア人は所有権を持つことはなく、占有権 (bezitrecht) を持つのみであった⁽³⁴⁾。

インドネシア人の土地についても所有権を与える試みはあった。1872年、世襲的個人占有権の農地所有権化に関する規定 (1872年蘭印官報第117号)⁽³⁵⁾によって農地所有権 (agrarische eigendomsrecht) が規定された。この規則によりインドネシア人も自らの占有地について土地登記を行うことができた。この権利を得ようとするインドネシア人はラントラート (住民裁判所) の長に測量書 (meetbrief) を提出し、要件を満たすときこの出願について村 (desa) に公示した。公示等の手続きの後、ラントラート長の面前で書記の協力のもと証明書 (schriftelijke acte) が作成され申請者に渡された。この農地所有権は、その取得のためには登記を行う必要があったという点では西欧法権下の土地と同様であったが、農地所有権に転換するかどうかは土地占有者の自由意志に基づいた。この農地所有権が確立された土地の多い地域はクディリ、マディウン、プリアンガン、プカラングンなどだが全体からみればその面積は多くなかった⁽³⁶⁾。

以上から、土地登記制度は植民地期インドネシアにおいて確立し、よく維持されてきたことが分かる。しかし、この制度が対象とした地域はインドネシアの国土の一部である西欧法権の及ぶ土地であり、インドネシア人の土地

には農地所有権地としてほんの一部の地域に実施されていたにすぎなかった。インドネシア人の土地に民法を適用しようとする構想は、1904年のクイペル (Kuyper) 内閣による試みをはじめ何度も打ち出されるが、結局実施されることとはなかった⁽³⁷⁾。土地登記に必要な諸手続き、とりわけ住民の間の複雑な土地権を明らかにしうる十分に詳細かつ正確な地籍調査を行うための費用を負担することができなかつたことが、その実行を躊躇させた最大の理由であろう。インドネシアにおける植民地資本主義の発展ためには、安価な労働力と土地の確保を保証する、1870年の農地法 (Agrarisch wet) と農地令のもとにおける土地政策、すなわち私企業による国有地の長期借地と住民からの短期の借地で十分であった。

ただ注意を要することは、オランダ植民地政府はその必要の限りでは住民の土地に対しても土地測量や地税調査を実施し、その対象地域は非常に広範囲に及ぶという点である。すなわち、地租制度にかかわる土地測量がこれであり、今日農村住民といえども幅広い人々が所有し、本節のこれまでの説明にもたびたび登場したIpeda抄書や、どの村役場にもみられるC字台帳はこの土地調査の成果である。このIpeda抄書の性格を考えるために、以下この土地測量事業について概観する。

第2節 インドネシア人の土地の地籍調査事業と地税課税抄書

インドネシア人の土地に対する土地測量ないし地籍調査事業は、地租制度と切り離して考えることはできない。

ラッフルズは、それまでの蘭領インドネシアにおける貢納制度に代えて、國家が土地の所有者であり、住民は国家より土地を借りているにすぎないので、所有者としての国家に対して地代 (landrent) を支払うべきだとする地代制度 (landrente-stelsel) の導入を図った。

1813年、徵稅システムは英領インドに倣って村落単位課稅制度 (stelsel van

dorps gewijzen aanslag) と呼ばれる方式に従い、地代額は村 (desa) ごとに決められ、農地の権利保有者への分配と地代の彼らへの割当は村落行政に任せられた。しかし、この方法はすぐ新しい方法に変えられた。1814年2月の歳入令 (Revenue instruction) で個人課税制度 (stelsel van individueelen aanslag) と呼ばれる方式がやはり英領インドに倣って導入された。これにより、課税は個人単位に行われることになった。歳入令の第52条で土地の完全な調査が述べられている。すなわち、この新しい制度を実行するためには各農民の持つ農地の面積や肥沃度について、また土地権について正確なデータを持つ必要があった。しかし現実にはこのようなデータは全く欠けており、この新しい方式は多くの混乱を引き起こさざるをえなかった⁽³⁸⁾。

1816年8月インドネシアにおけるオランダの統治が再開されると、1818年に地租の課税および実施に関する1818年3月蘭印官報第14号総監決定第1号⁽³⁹⁾が出された⁽⁴⁰⁾。この決定は、その第1条、2条で1818年の地租の課徴税は村単位で行うこと、第3条、4条、5条で村単位の税額は村長および村の長老の承認が必要なこと、第8条で村長および村の長老は村の土地を村民に公正に配分することを定め、第9条で村長は地税の徴収にあたることと、その報酬として村の税額が200フルデンを超えるとき100フルデンごとに8½%，あるいは1フルデンごとに10センを受け、この税額が下がるに従い報酬割合は20%まで増加すると述べ、またこの決定の前文で土地の調査、測量、収穫の評定を早急に行わなければならないとしている。1819年総監決定第1号(蘭印官報第5号)⁽⁴¹⁾は多くの点で1818年の総監決定第1号と同様であったが、第1条で1819年以降の課税について土地測量、土地の等級づけが実施されない間は村落単位で地租の課税を行うことを決めている。以降1872年まで基本的には同じ制度が維持された。特質は監督官 (controleur) が郡長 (districthoofd) や村長らとの相談・交渉で村全体の課税額を決めた点にある。当初監督官と県長、郡長の間の相談に基づいて、暫定課税額が決められ、これに対し村長らは異議を申し立てることができ、その異議は監督官によって調査された。ここに交渉が生まれ、ここからこの地租課税徴税制度は村落単位税額交渉制

度 (admodiatie-stelsel) と名づけられた。減免税申請も村落単位で行われた。そして、村落内の課税徴税、土地の配分はほぼ全面的に村落行政に任せられた。このシステムの欠陥は課税額の恣意性、税額の不安定、税負担の平等性の欠如として現れた。そして、このシステムの恣意性は強制栽培制度期に植民地当局により最大限に利用される。1854年の統治憲章 (Regeeringsreglement) の第59条は、村落単位課税方式は当分の間維持すること、しかし課税のための基礎は総合的規則再編成によって決められると定めた。

こうしたなか、土地測量事業として種々の試みがなされる。1825年にケドゥーにおいて試みられたがすぐに中断される。当時の地租制度は何度も問題にされ、1851年トウィスト (Duymaer van Twist) 総督はチェリボン理事州において、地租のための測量を同地域の軍事測量 (militaire opmetingen) と共同して実施するよう命令し、この試みは1858年にバニュマス地方でも実施された。そして、1864年には地籍統計調査事業 (kadastraal-statistiek opname) が全ジャワを対象に開始された。この事業は1879年まで続けられ、一定の地域をカバーし地籍図などの維持更新も行われたが、不十分なものとの批判により1879年に中断された⁽⁴²⁾。

1872年に地租課税徴収に関する規則についての1872年4月3日総督条令（蘭印官報第66号、いわゆる1872年地租条令）⁽⁴³⁾が出された。これは1856年の統治憲章の方針に沿った改革を行い、これまでの課税の恣意性に終止符を打つことを目指した。水田については最近3年間の平均収量に毎年の米の最低価格の3年間の平均値をかけて収穫高の貨幣換算高を算出し、これを10段階 (klasse) に分類し、各々の段階につきその最低収穫額の5分の1を税額と決めた（第2条、3条）。水田の分類は監督官、郡長、副郡長、村長、2人の村の長老らによりなる委員会で決められた。課税の単位はやはり村であった。郡単位に水田の分類表 (legger der classificatie) が協議の結果作成され、この分類表からの村ごとの抄書 (uittreksel) が、村長に与えられた。各村民に対する課税額は村長、村の長老、村民の間で、個別占有地については面積に比例し、共同占有地については、各農民の持ち分に従い課税額が決められる。各人の税

額は書記の補佐を得て村長により土地課税台帳 (kohieren) に記入される。そして、各納税義務者には郡長により署名された土地課税台帳からの抄書が渡される(第4条、5条)。また土地の等級づけと地租の決定のため、これまで地籍統計事業の実施されてこなかった州 (gewest) では、毎年5分の1の面積の土地に土地測量が実施され、村ごとに土地収量・最低農産物価格が記録される(第13条)。1872年の地租条令は以上のように規定したが、実際には土地測量はほとんど実行できず、また水田分類表、土地課税台帳、抄書の作成も進まず、1874年に理事官が可能と判断したところのみ、地租支払い義務者の名前と各々の課税額を記載したリストが作成されるにとどまった⁽⁴⁴⁾。

このように地租制度の改革は困難であったが、西ジャワのブリアンガン地方は異なった展開をみせていく。18世紀半ばより実施されてきたコーヒーの義務供出制は強制栽培制度として実施が継続されてきたが、1870年前後に大半の地域でこの制度が中止され、新し地租制度が導入される。1872年のブレアングル諸県の地租の実施についての総督令⁽⁴⁵⁾は、第2条で個人単位の課税を定めている。この制度のもと、村に渡される郡の水田分類表の抄書は地租義務者の各々の名前とその地租額が記載され、またその支払いの状況も記入される⁽⁴⁶⁾。この法律の実施の実態は1872年の地租条令に基づいた地域と大差はなかったが、1889年のチアンジュール分州におけるリーフリンク (F.A. Liefrinck) 耕作視察官 (inspecteur der culturen) の指導のもとになされた試みの成功は、その後のジャワ島における地租制度のモデルになっていく。それまで別々になされてきた土地測量事業と地租課税・徵稅行政を結合したこの試みはブリアンガン地方の他の地域でも実施され、1896年にはブレアングル諸県地租課税・徵収の新規定の制定に関する総督令 (蘭印官報第126号)⁽⁴⁷⁾が制定され、ブリアンガン地方全域でこの制度が実施される。この法律は、第2条で課税対象地を「水田」と「乾地 (droge gronden), ニッパヤシ林, 養魚池」の2分類に分けている。土地は土地測量を含む調査により、上の分類に分けられ、さらにおおよそ土地生産性の等しい土地よりなる区画 (perceel) とその境界が定められる(第4条)。この区画が、同様の生産性をもつ他の区画と合

わせられてグループをつくり、このグループが収穫後の試験圃場の坪刈りの単位となり、乾燥稻穂で計測される収量が算出される(第5条、6条)。土地の等級づけは区画ごとに行う(第9条)。区画は地方行政首長によって定められ各々の村にある土地課税台帳に記入され、各区画の税額もこの台帳に記入され、またこの課税額は10年間有効である。各区画の税額は地方行政首長により決められる。そして、区内の課税額の土地権保有者への割当は、内務省官吏、地籍事業官吏らによりなる委員会の助言のもと、できるだけ当事者同士で決められ、当事者同士で決められないときは委員会が決めた。この課税割当は土地台帳個人欄(kohier)に記入され、地租支払い義務者には税額を記した抄書が渡される(第10条、11条)。前年度に納税義務が生じた土地は、土地測量と決定された平均収量ないし等級づけの結果を毎年の初めに土地課税台帳に記入しなければならない(第12条)。このほか、村長が税の徵収に当たること、10年ごとに総督の命令に従って地租額を改訂すること、水田の税額は粗収量の8~20% (例外として25%まで) であること、税は毎年12月20日までに村より納入されることなどを規定している。この総督令は1896年の発効後プレアンゲル諸県で実行に移され、1897, 98, 99年の各年に7, 21, 19の数の郡でその実施をみた。このブリアンガン地方における土地測量に基づく課税方式の成功に続き、この方式は他地域に広がった。1898年には、プレアンゲルの方式の実施を目指して、チルボン、クディリ、パスルアン、プロボリシゴ、バニュマスの理事州における土地測量の実施が決定された⁽⁴⁸⁾。これらの事業において上で述べた区画は、水田では普通3バウ(bouw, 1バウは0.7096ヘクタール), 乾地では4.5バウであった⁽⁴⁹⁾。

土地測量事業は担当部署が以前の地籍統計調査事業から地籍調査事業(kadastrale opname)に、そして地租地籍課(landrentekadaster)になっていったが、1905年にはこれまで地租制度のための地籍調査事業と、軍事地図を作成する地形局(topografischen dienste)、および灌漑用地図を作成する公共事業省の部局が地形局のもとに合体された⁽⁵⁰⁾。

1907年にはプレアンゲル方式の全ジャワへの適用を目指した、王侯領とプ

レアンゲル諸県を除くジャワ・マドゥーラの地租課税および徵収に関する規則を定めた条例（蘭印官報第277号、いわゆる1907年地租条例）⁽⁵¹⁾が制定された。この法律は原則において1896年のプレアンゲルの地租についての総督令と同様だが、より詳細に規定しており、その後細かい補足がたびたびなされた。

この条例の第4条では、土地は地租収入視察官(*inspekteur voor de landelijke inkomsten*)の命令のもと、測量技官によって区画ごとに測量される（第1項。1917年補足6738、第3項）、土地の区画内の単位面積当たり収量や価格が異なったとき、小区画（*perceelgedeelten*）をもうけること（第3項）、区画および小区画は村落地図（*desakaarten*）に記入し、また郡登録書（*districtslegger*）に村ごとに各々の面積を併せて記入すること（第4項）を定めている。同第4条で1907年以降、1区画は水田で25バウ以下、乾地で50バウ以下とすることが定められた。区画および小区画は段階に振り分けられ、段階ごとの税額がバウ当たりの額で決められる（第8条）。非永続持ち分共同占有地（*gemeentelijk grondbezit met nietblíjvende aandeelen*）の持ち分権利者（*deelgerechtigden*）への税割当は、村ないし区（*gehucht*）の4分の3以上の権利者の課税割当委員会（*repartitie-commissie*）に対する賛同で決められた（第10条）。1人が土地の区画を持つときその旨課税台帳の欄に記入された（第11条）。郡登録の完成の後、これまで種々の理由で郡登録に入っていたなかった土地は測量の終わった分につき、年の初めに郡登録増補に記入し、また村の土地課税台帳に記入する（第12条）。また、土地課税台帳には土地の移動も記入される（第13条）。各々の郡につきこの規則が適用される年を総督は決定し、この規則が適用されると同時に当該地域で1872年の地租法は無効となる（第19条）。そして1907年以降に第5条の補足として、村落地図と同時に村登録書（*desaregisters*）を作成することが定められた。また1909年の蘭印官報第208号によりそれまで行われていた4分の1バウまでの屋敷地に対する免税が中止となった。これらの規則は1914年末までに、王侯領、プリアンガン諸県、レンバン（*Rembang*）、スラバヤ、マディウン、マドゥーラ地方および、プカラシガン、クディリ理事州の多くの郡などを除いて実施された⁽⁵²⁾。

これらの条例の実施により郡には郡登録書、村には村落地図、土地課税台帳、そして納税義務者のための台帳に基づく抄書が整備されることになった。1913年以降、今日のC字台帳に相当するいわゆるC字地租課税台帳 (landrenteregister C) が改善され、各村におかれた。このC字台帳は納税義務者ごとに土地の種類、面積、区画、等級、税額を記し相続・売買などの土地権の移動を記している。課税台帳は、土地地区画別の土地測量に基づいており、個人別の土地に対する土地測量に基づいているわけではない。この目的で地形局により作られる土地地図は縮尺が1:5000で個人別の地籍図を描くには十分なものではなかった。C字台帳の進展に勢いを得た植民地政府は、インドネシア人の土地権を明確にする、個人占有地に対する土地測量と地籍図の作成 (de opmeting en kaarteering van individueele grondstukken) を1922~24年に試みている。22年から5600ヶ所の土地が測量、作図され、対象地の土地占有者の65%が1.5フルデンの費用を払ってその写しを得た。しかし、この事業は多くの困難を抱えて24年には中断せざるをえず、27年には個人別の地籍調査 (individueele uitmeting) を断念した⁽⁵³⁾。

1927年に新しい地租条例⁽⁵⁴⁾が出されたが、これは1907年の地租条例の見直したものであった。のち、1939年地租条例⁽⁵⁵⁾が出されたが、基本原則には相違がなかった。このような地租条例は39年にパリ、セレベス (今日のスマラウェン)、ボルネオ (今日のカリマンタン) で各々の地域の実情に合わせて出された。

以上のように植民地期の地租行政はインドネシア社会の実情に対応するために何度も修正を繰り返した後、土地測量との結合により徐々に円滑な実施に至った。この過程でジャワ島全域の土地測量も実施されたが、ついに土地1筆1筆の土地権の確認を実行するには至らず、1927年以降はその試みも放棄された。インドネシア住民にも土地登記を実施する道が開かれていたことは前述のとおりであるが、これも実行する人はわずかしかなかった。たとえば日本では地租制度の近代化の過程で地籍調査が実施され、これが近代的土 地権確立の制度的契機となり、この両者は時間的、制度的に若干の前後はあ

れ基本的には同時並行的に進行したのに対し⁽⁵⁶⁾、インドネシアではこの両者はついに合体することがなかった。すなわち土地権の確立をみることなく、地租行政に必要な限りで土地測量を完了したのだった。

以上のように、地租行政の発展の結果、ジャワ島の住民はおもに1910年代以降、地租台帳の抄書という形で自らの土地に対して政府機関の発行した書類を持つことになった。オランダ植民地行政のもとでlandrenteと呼ばれた地租は日本軍政期は「地租」とされ⁽⁵⁷⁾、独立後pajag bumi（地税）となった。59年の土地収益に関する法律に代わる政府令⁽⁵⁸⁾以降pajag hasil bumi（土地収益税）と呼ばれ、65年11月よりその名を地方開発寄与税(Ipeda)と変えた⁽⁵⁹⁾。85年12月には土地家屋税(pajak bumi dan bangunan : PBB)と名前を変える⁽⁶⁰⁾。住民の持つ抄書もそのたびに名前を変え、様式にも若干の変化が伴った。筆者が調査を実施したカラワン県のある村で現在も村役人を務める元書記は、過去のいくつかの地税台帳抄書を保管していた。最も古いものは39年から43年までの課税とされている抄書でKikitir Padjeg Boemi（意味は地税抄書）と名づけられている。全文スンダ語で抄書の上部には王冠のマークがある。このカラワン地方では今でもIpeda抄書をキキティール(kikitir)と呼んでいる。これに対し、バンドゥン地方ではプランコ(blangko)と呼ぶ(バンドゥンでも希にキキティールと呼ぶことがある)。ギリッ(girik)と呼ぶ地方も多い。ただ、この書類の地税台帳抄書としての基本的性格には変化がない。今日では土地家屋税のための課税対象通知書(surat pemberitahuan objek pajak : SPOP)となり、建物の税金も併せて記入されることになった。この課税対象通知は村長の署名のもと村役場により抄書が毎年作成され、毎年納税のたびに大きく納入済み(lunas)のサインが記される。この書類はこれまでのIpeda抄書とかなり性格を異にしており、この点は後述する。

以上のように、Ipeda抄書までは地税台帳抄書は名前を変えながらも基本的には同一の性格をもってきた。この書類はジャワ島住民に広く保有され、これまで述べたように土地測量と土地課税台帳の作成に基づいて住民に政府機関より与えられており、そのため一種の土地権書としての性格をもつに

至った。ヘスリングガは植民地期でもその土地権の証拠となる書類を求められれば住民はこの地税台帳抄書を示したと述べている⁽⁶¹⁾。1962年以降、住民がこれまで登記されてこなかった土地について、個人で登記申請を行うときに土地権を立証する有力な書類と認識してきたことは前述のとおりである。1970年代以降、小工業振興の目的で小工業投資金融(KIK)や小工業長期運転資金金融(KMKP)が小工業者に貸し出される際、政府はこの抄書を抵当物件を示す書類として銀行が用いるようにとの指導を行っている⁽⁶²⁾。一方この書類は、上で述べたように土地の1筆1筆について測量が行われた結果作成されたわけではない。測量は区画単位であったし、この書類そのものに地図が添付されているわけでもなかった。1筆1筆の土地権確認を直接ねらった試み自身は植民地期には挫折した。ではこの書類はどこまで土地権確認書としての性格をもちうるのか、またその問題点はどこにあるかの諸点を次節以降に農村調査結果を踏まえて述べたい。またこの農村調査結果の叙述にあたっては、このIpeda抄書以外の書類についても、どこまでどのように保有されているのか述べたい。すなわち土地証書、土地売買公正証書、慣習法に基づく印紙証および土地代金領収書についてである。

第3節 西ジャワ農村における土地権確認書類

1. 調査村の概要と土地権調査

調査村はバンドゥン県チカンチュン郡(Kecamatan Cikancung) チルルク村(Desa Ciluluk)の一集落である(行政上は区〈dusun〉、以下調査集落と呼ぶ)⁽⁶³⁾。この村は、郡庁所在地から3キロメートル南南西に、この地域の経済活動の中心地であるマジャラヤ(Majalaya)の郡庁所在地から北東に7キロメートルの農村地域に位置する。このマジャラヤの町は県庁所在地でもあるバンドゥン市から西南西に35キロメートルである。調査村から北北東に7キ

ロメートル行くとチチャレンカ (Cicalengka) の町があり、この町も郡庁所在地として地域の経済活動の一つの中心をなしている。このマジャラヤとチチャレンカの町を結ぶ道路は村の北部を通っており、この道には小型乗合自動車 (colt buntung) が夕方まで走っている。この道路から調査集落まで1.5キロメートル以上の距離があり、この間を住民は徒歩で往復することもあれば乗合自動二輪車 (ojeg) を用いることもある。

村の面積は407.09ヘクタールで、これは水田119.10ヘクタール、畠地 (tegalan) 129.99ヘクタール、農園 (perkebunan) 108.00ヘクタール、屋敷地 34.90ヘクタール、養魚池13.00ヘクタール、墓地3.00ヘクタールよりなる。この村に職田はない。またゴゴール地ないしそれと同種の共同保有耕作地がかつて存在していたとする情報はない⁽⁶⁴⁾。ただし墓地は普通、集落の共同保有地となっている。人口は1986年9月現在で5582人で人口密度は1平方キロメートル当たり1371人である(以上、村役場統計による)。村は北北西から南南東に細長く延びており、北西部(標高670メートル)には水田が広がるのに対し南東部は山間部(標高1000メートル)で畠地や農園が広がる。

調査集落は村の北西部の水田地帯と南東部に延びる山間部の境に位置し、水田、養魚池、畠地などによって他の集落と隔てられており、その境界はほぼ明確である。この集落には農民のほか多くの織布業に従事する村民がおり、織布を商う者も多い。農業は稻作のほか畠作が盛んで、淡水魚の養殖業も一部の世帯で重要な収入源となっている。村外へのベチャ曳業などのための出稼ぎも多い。この調査集落のなかの一つのRT(隣組)のうち、たまたま世帯員全員が長期にわたり村にいなかった世帯を除く全世帯と、隣接するRTの多くの世帯に質問表を用いた面接調査を1986年に行い、本章はその結果の一部を用いている⁽⁶⁵⁾。

さてこの村のC字台帳について述べたい。この村の役場に現存するC字台帳は「地方開発寄与税表—個人税額—」(Daftar Iuran Pembangunan Daerah—Iuran Tiap² Orang)で1969年に作られたものである。この村のC字台帳は土地所有者ごとに集落名、名前、父親の名前⁽⁶⁶⁾、個人登録番号 (nomor

kohir), 水田・乾地 (tanah darat) 別の所有地について土地区画 (persil) ごとの面積, 区画番号, 等級が記入され, また取得した際どの登録番号の者からいつ(年月日)譲渡を受けたのかを示す記事があり, また他の者に譲渡をした土地についてどの個人登録番号の者にいつ移ったのかも示している。筆者が別に調査を行ったカラワン県の村では, 80年代に作成された新しいC字台帳があるものの, 村民による土地の取得のたびごとに新しい個人登録欄(kohir)が作成され, 同一人物の同一名のためにいくつもの個人登録欄があってC字台帳の解読がほとんど書記ないし書記の経験者しかできなくなってしまっている。これに比べれば, このバンドゥン県の村のC字台帳はよく整備されているといえる。ただこのバンドゥン県の村のC字台帳が正確な記述を継続していたと考えられるのは69年までで, 75年に69年から75年までの土地権の移動についてまとめて記入され, それ以降は全く散発的にしか土地権の移動が記入されていない。したがって, このC字台帳は実際の姿からは大きくかけ離れたものになってしまっている。このようなものしか存在しない理由の一つは, 現行のC字台帳の原簿はバンドゥン県地方開発寄与税事務所 (Kantor Dinas Luar Tingkat I Iuran Pembangunan Daerah Kabupaten Bandung) にあるが村の財政難のためにこのC字台帳を購入できないことである。このC字台帳の価格は20万ルピアということであった。以上のこの村のC字台帳の問題点のほか, 土地所有やその権利確認書を知るための手がかりとしてのC字台帳には, 村の境界外に位置する調査村民の所有地については知りえないこと, 所有地の名義の分散をこの台帳からは直ちには知りえないという問題点があることは, これまで指摘してきたとおりである⁽⁶⁷⁾。このほか, C字台帳からは土地権を示す書類の種類が不明という本章にとっての問題点も存在する。

以上のようにC字台帳は不完全なものしかなかったが, 他にバンドゥン県地方開発寄与税事務所長・Ipeda監察長 (kepala inspeksi IPEDA) より村役場に対して発行されている土地家屋税額・支払い表 (Daftar Himpunan Pokok dan Pembayaran Pajak Bumi dan Bangunan, 以下, 土地家屋税額表と記す) が

村に存在した。この表は土地家屋税納税者別のこの税の総額と、村の納税総額を記している。納税者ごとに集落名、名前、父親の名前、税額が記されている。C字台帳との最大の相違は、この表には課税総額が記されているだけで、この表からは所有地面積やその内訳を知ることはできないという点である。ただ土地区画、等級ごとの土地家屋税率は決まっており、土地所有者の持つ土地の面積と区画が分かれば、区画ごとに税率をかけ所有者ごとに総額を算出でき、その数値は土地家屋税額表の数値と等しくなる。この土地家屋税には家屋税も含まれるが、調査対象世帯の多くはこの家屋税がかかっていないと判断された⁽⁶⁸⁾。以上からこの土地家屋税額表の数値は土地所有についての面接調査結果のチェックに有用であることが分かる。村の土地区画ごとの区画名、区画番号、等級およびその税率は村の書記が正確に記憶していた。この土地家屋税額表の数値はバンドゥン県の地方開発寄与税事務所にある課税台帳の原簿に基づいて作成されている。またIpeda抄書も県の地方開発寄与税事務所長の署名入りで発行されており、この課税台帳とIpeda抄書は内容が基本的には対応するものと考えられる。したがって、この村のC字台帳は1970年代までの記述しかないが、Ipeda抄書と土地家屋税額表の数値は基本的には地方開発寄与税事務所にある最近の課税台帳原簿に基づいていると考えられる。土地家屋税額表が村外の土地や家屋をカバーしていないことは、C字台帳と同じである。

以上から、この村の土地所有と土地権確認書の調査のためには世帯ごとの面接調査が不可欠であることが分かる。そしてこの面接調査結果のチェックに土地家屋税額表と、この村の現存する古いC字台帳を用いることができる事が分かった。実際の面接調査では土地区画ごとの土地面積、土地権確認書、その名義、取得方法などを聞き取った後、上に述べた書類・台帳と、書記の暗記している各村民の所有地についての情報によってチェックを行った。面接の際、水田を所有するかなり多くの村民が、所有する水田の位置する区画の名を答えることができたことを付記しておきたい。

2. 土地権確認書と土地地目

第1表は、土地権を立証する書類について面接調査により得たデータを、C字台帳と土地家屋税額表でチェックしたデータのうち、地目別でみた土地

第1表 バンドゥン県調査村における調査世帯の所有する土地の
土地権確認書の地目別、村内村外別面積および世帯数
(各項の上段は面積、下段は世帯数) (単位:ヘクタール、世帯、かっこ内%)

	屋敷地		水 田		養 魚 池		畑 地		面積小計		面積合計
	村内	村外	村内	村外	村内	村外	村内	村外	村内	村外	
土地証書	0.38								0.38	0	0.38(2.56)
	12										12
土地売買公正証書	0.032	0.48	1.04						0.512	1.04	1.552(10.46)
	1	1	1								2
黒インクIpeda抄書	0.162	0.579	0.592	0.096			0.16	0.288	0.997	0.88	1.877(12.65)
	9	5	4	1			2	2			11
赤インクIpeda抄書	0.489	1.392	1.293	0.488	0.626	0.749	1.312	3.118	3.251	6.349	(42.8)
	20	7	6	2	3	5	4				30
印 紙 証	0.014								0.014	0	0.014(0.09)
	1										1
土地代金領収書	0.114	0.044							0.15	0	0.15(1.01)
	10	1									11
書類なし	0.029	0.16							0.189	0	0.189(1.27)
	3	1									3
不 明	0.069		0.08				4.176	0.061	4.256	4.325	(29.15)
	6		1				2				7
合 計	1.281	2.655	3.005	0.584	0.626	0.909	5.776	5.429	9.407	14.836	(100)
	56	13	11	3	3	7	8				58
地目別合計面積	1.281	5.66		1.21			6.685		14.836	14.836	

(注) (1) この表には宗教奇進地(ワカフ、調査世帯に0.03ヘクタール存在)は含まれていない。

(2) 同一世帯が複数の書類を持つことがあり、また表では地目別に分類してあるが、1枚の書類に複数の地目が記載されていることもあるので各書類について地目別の世帯数を合計しても世帯合計にならない場合がある。

(3) 位置不明の農地は村外の欄に含めてある。

(4) Ipeda抄書の色が不明のケースは、赤色のIpeda抄書に分類してある。

(出所) 1986年の調査地におけるインタビュー結果。

権確認書別の土地面積と土地権確認書保有世帯数を表にしたものである⁽⁶⁹⁾。この表では、地目ごとに村内の土地と村外の土地を分けて記述している。こうした理由は、これまで述べたとおり、調査世帯の所有地のうち村外に位置するものについてはC字台帳によても土地家屋税額表によてもチェックできず、データの信頼性という点で村内に位置する土地よりも若干劣ることは否定できないためである。村外に位置する土地についても、それらの村に行って調査すればチェックすることが可能ではあるが、それらの村が複数存在すること、および土地所有の問題は村民の間でもおおっぴらな日常会話の話題に上ることの少ない微妙な事柄に属し、筆者の調査村の以下のデータを得るためにも相当の準備手続きが必要だったことを考えれば、複数の村に行って同様の調査を繰り返すことは筆者の調査の枠内では事実上不可能であった。

ただし、村外地といつてもほとんどが近隣の村に位置し、とくに水田と養魚池については隣村の土地と調査村の土地が接している。調査集落は隣村(チハニール村 <Desa Cihanyir>)の近隣集落からさほど離れておらず、その集落と密接な通婚圏を形成しており、その集落の多くの水田や養魚池が調査集落の人々の所有になっている。

さて、第1表から調査世帯71世帯の所有する土地は14.86ヘクタールであり、その内訳は屋敷地1.28ヘクタール、水田5.66ヘクタール、養魚池1.21ヘクタール、畑地6.69ヘクタール、宗教寄進地(ワカフ <Wakaf>) 0.03ヘクタールであったことが分かる。以上の土地のなかで土地権を確認するための書類が土地証書であった土地は0.38ヘクタール、土地売買公正証書であった土地は1.55ヘクタールであった。土地証書を所有する世帯は全部で12世帯で、この土地証書が作成されている土地はすべて屋敷地であった。これらの世帯がこの土地証書を手に入れた経過については後述したい。第1節で述べたように公正証書には多数の種類が存在するが、本調査の回答のなかには土地売買公正証書しかなかった。公正証書の対象地には屋敷地のほか1.52ヘクタールの水田があった。暫定土地証書について第1節で触れたが、調査世帯のなか

に土地証書と回答しながら実は暫定土地証書であった者の存在の可能性は否定できない。回答はすべて土地証書であった。ではIpeda抄書の所有状況はどうのようなものであろうか。

第1表にあるように、調査結果は黒インクのIpeda抄書の土地が1.88ヘクタール、赤インクのIpeda抄書の土地が6.35ヘクタールであった（調査時点ではまだ土地家屋税のための課税通知書は村民に配られてはいなかった）。Ipeda抄書にこの黒インクと赤インクの区別が存在することは調査の過程で明らかになった。村の書記の説明によると、Ipeda抄書が発行されるとき最初は赤インクで書かれているが1年を経過すると黒インクに転換することができる⁽⁷⁰⁾。赤インクのIpeda抄書は土地登記と土地証書の発行にすぐ用いることができないが、黒インクのIpeda抄書はその目的に用いることができるということであった。後述するように、調査村において土地問題全国作戦プロジェクトの関連でこのIpeda抄書の赤インクから黒インクへの転換を集団で実施したことがあった。カラワン県の調査村の書記経験者によると黒インクのIpeda抄書があれば土地売買公正証書なしでも土地登記ができるとのことであった。以上から、黒インクのIpeda抄書の方が土地証書に移行する際より強い証拠と見なされると考えて間違いかろう。

さて、第1表からこのIpeda抄書については、黒インク、赤インクとも屋敷地、水田、養魚池、畑地にみられることが分かる。そして、調査を行った土地のうちでは、この赤インクのIpeda抄書が土地権確認書として上げられた土地面積が最も広く、土地全体の42.8%を占め30世帯がこの書類を持っていた。黒インクのIpeda抄書の土地がこれに続き、土地全体の12.7%で11世帯が土地権確認書としてこの書類をあげた。ただし土地証書や土地売買公正証書が土地権を確認するための書類であった土地についても、地税支払いに関してはIpeda抄書が交付されているはずで、たとえば0.512ヘクタール（水田0.48ヘクタール、屋敷地0.021ヘクタール）の土地売買証書のある土地を持つ世帯主もこの土地について黒インクのIpeda抄書を持っていた。ただこの調査では土地権を示す書類は何かと聞いており、土地証書を持つと答えた調査世帯に

はそれ以上Ipeda抄書の保有について聞いておらず、Ipeda抄書の色が何色なのか不明であり、またIpeda抄書の名義も聞いていない。土地権確認書についての情報が得られなかった世帯についても、他の情報から推察してIpeda抄書を持っている可能性の高い土地は多いと考えられた。たとえば、調査世帯のなかの最大規模の土地を所有する世帯の持つ広い畠地のほとんどは赤インクのIpeda抄書だと思われた。これらから、多くの住民が土地権を確認する書類としてIpeda抄書をあげ、そうでない住民についてもかなりの人々がIpeda抄書を保有していると思われるところが分かる。

ではその他の回答はどのようなものであったのだろうか。まず土地権を確認する書類としてsegel, すなわち印紙証をあげた村民が1世帯あった。この回答のあった土地は屋敷地で0.014ヘクタールであった。ではこの書類はどのような性格を持ち、また慣習法上の書類といえるのだろうか。調査村における印紙証はときに、購入明示書 (surat pernyataan pembelian), 水田売買明示書 (surat pernyataan jual beli sawah), 売買明示書 (surat pernyataan jual beli)あるいは公正証書作成前水田売買明示書 (surat pernyataan jual beli sawah sebelum diaktukan)とも呼ばれている⁽⁷¹⁾。この書類は前述のように印紙用紙 (ないし収入印紙が貼られた用紙)を用いて作成されている。この書類の記載事項は土地売却者と土地購入者の名前、住所、売買対象地の面積・地目とC字台帳のブロック名・区画・等級・個人登録番号、対象地に接する土地の所有者名など、ほぼ土地売買公正証書に類似した情報であった。この書類では絶対売却 (menjual lepas mutlak), 絶対購入 (membeli lepas mutlak)という用語が用いられ、明示書作成日後に相続人 (ahli waris)も含めた両者によって内容について将来意義申立てをしないことが決められている。この明示書には売買の両当事者および2人の証人が署名し、そのうえで村長が署名、捺印 (村長印)をしている。売買の現場に立ち会わなければ最終的な判断は下せないが、この書類は前述のハルソノらのいう慣習法上の売買の要件を満たしているように思われる。ただしこの書類は法源を慣習法においていると考えられる（裁判所判例以外の現行土地法には、この書類についての規定はない）もの

の，一方ではC字台帳に土地権内容の確定根拠を求めている点は注目される。慣習法上の書類とはいえ，これまでの土地行政から独立しているわけではないことが分かる。この印紙証ないし売買明示書の作成のとき調査村で村長が署名をし，そのさい村長に支払われる手数料は売買価格の5～10%であった。今日，行政はこの書類を用いた土地取引を奨励しておらず，住民が公正証書を用いた土地取引を行うよう指導している。

土地証書，土地売買公正証書，Ipeda抄書以外の書類として他に存在した書類は土地代金領収書 (kwitansi tanda menerima uangともいう) であった。この書類をあげた村民は調査世帯のなかに10世帯存在した。このなかには土地を購入した相手がIpeda抄書を持っており，そのIpeda抄書の名義も変更しておらず，Ipeda抄書を受け取ってもいない世帯も含まれている。ある調査世帯(隣組長)の持つ8.75トゥンバッ (0.01225ヘクタール) の屋敷地のための土地代金領収書は市販の領収書用紙を用い，購買者の名前と住所，土地価格・土地面積，売買日が記され，土地売却者(土地代金領収者)と1名の村民が証人として署名をしている。この場合，隣組長 (ketua RT) が購入したため証人は村役人以外の村民だったが，通常の売買に際しては隣組長が証人として署名をすることであった。この調査世帯の土地代金領収書は立会人が村役人ではなかったが，普通作成される隣組長が証人となる土地代金領収書は，前述の慣習法上の土地売買に村役人も立会人になれるなどの説明から判断して，最低限の村落行政の関知のもとに行われた取引と考えられるように思われる。しかし，土地権争いが生じて裁判に持ち込まれた場合，この書類で土地権を立証できるのかという筆者の問い合わせに対して，村長はじめ多くの村民はこの書類の土地権立証力に懐疑的で，この書類は現在では禁止されていると村長らは言っていた。ただしこの書類が今日でも用いられていることは後述のとおりである。これらの慣習法に基づく書類の土地権立証力については後に議論したい。

この書類の対象地は屋敷地が多いが，水田についてもこの書類で済ませている世帯が1世帯あった。土地売却者のもとにあるIpeda抄書の名義が変更

されるまでの間は、この土地代金領収書を土地権を示す書類として持っているとのことであった。調査地全体に占める割合は高くなく、面積で0.19ヘクタール、全体の1.27%であった。なお、この土地領収書の作成には手数料はかからないとのことであった。上に述べた印紙証よりこの土地代金領収書の保有者の方が多かったことには、この手数料の額が関係しているであろう。

論理的にはこれらの慣習法に基づく書類を持つ者もIpeda抄書を持ちうると考えられるし、Ipeda抄書を持つもののなかにも売買に際してこれらの慣習法に基づく土地売買書を作成したものは多いであろう（あるいは土地証書や公正証書を持っていれば回答にはこれをあげているはずなので、これらの証書がなくIpeda抄書しか持たない住民は土地売買に際し慣習法に基づく売買を行ったと考えることができ、したがってIpeda抄書を持つ人のなかには以上の慣習法上の書類を作成した人がいると考えられる）。ただ、前述のようにIpeda抄書は公正証書作成や土地登記にも用いることができるのに対し、慣習法に基づくこれらの書類は諸土地法にもなんらの規定がない。これらにより（その他の理由は後述）通常土地権を立証する書類を尋ねられてIpeda抄書を持っていればIpeda抄書を優先して回答すると考えられるので、面接時にこれらの書類を上げたものはIpeda抄書を持たないと考えて差し支えない。

このほか、土地権を確認なし立証する書類が何もない土地を持つ世帯が4世帯存在した。慣習法に基づく土地売買の成立のためには必ずしも書類は必要ないことを思えば、書類を持たない世帯の存在はありうるといえる。対象地は屋敷地と水田で、面積は屋敷地が0.03ヘクタール、水田が0.16ヘクタールであった。これには土地の所有者はなんの書類も持たないが土地を購入した相手、ないし土地を購入した相手が以前土地を購入した相手など、要するに当該地の以前の土地所有者がIpeda抄書を持つケースも含まれている。本人はIpeda抄書を持たず、以前の土地所有者がIpeda抄書を持つ場合でも、たとえば現在の所有者はすでに以前の土地所有者に土地代金を支払い、Ipedaもこの現在の所有者が払っているのだから、名義変更とIpeda抄書の譲渡をしていなくとも土地を所有していると考えられている。この場合、土地の売

買は村役場に通知しておらず、本人同士のみの了解関係で行っているか、あるいは隣組長の了解のもとに行っているものと考えられる。隣組長の了解のもとに屋敷地を購入しているある世帯は、Ipeda抄書の名義変更のために必要なお金がないためまだ村役場に報告しておらず、その結果まだ何も書類を持っていないと答えた。Ipedaの徴収を隣組長が行うとき、隣組長がこの売買関係を承知していれば現在の土地所有者の所に徴収に行くことになる。隣組長がこの売買関係を知らなければ、本人同士でIpedaの支払いを調整することになる。水田については、黒インクIpeda抄書を持っていたが1985年の土地全国作戦プロジェクトの際、土地証書作成対象地ではないにもかかわらず黒インクのIpeda抄書を農地局職員を持っていかれ、まだ返却してもらっていない世帯であった。したがって、水田については書類がどこにもない世帯はなかったといえる。

これらのほか、4.33ヘクタール(調査地の全所有地の28.6%)の土地が、調査世帯が答えなかつたりして情報が得られなかつたもの、および調査者の答えが他の情報源と一致せず確実な推測が行えなかつた土地である。

以上から、この調査村の調査地の土地権確認書としてはIpeda抄書を持つ世帯数が最も多く、そのカバーする土地についても最も広いこと、そしてIpeda抄書のなかでは赤インクのIpeda抄書を持つものが黒インクのIpeda抄書を持つものの数を大きく上回り、そのカバーする面積も赤インクの抄書の方がはるかに広いことが分かった。そして、このほかに土地証書を持つ世帯も少なからず存在しているが、その対象地は屋敷地に限られることが分かつた。そのほか世帯数はわずかながら、土地売買公正証書を持つ世帯もあり、これは水田も屋敷地とともにカバーしていた。以上の書類のほか、その作成に公正証書作成官の関与がない印紙証と土地代金領収書を持つ世帯が対象面積は広くないものの世帯数はかなりの数に上り、その対象地はおもに屋敷地だが、水田にもそのような書類で済ませられているケースがあったことが明らかとなつた。そして土地を持ちながら土地権確認書を何も持たない世帯が存在したことでも明らかとなつた。

3. 土地権確認書とその名義

土地権確認とその立証のために書類の種類と並んで重要なことは、その書類の名義であろう⁽⁷²⁾。上の説明から、村民の持つ土地の多くについて村民は土地権確認書を持っていることが明らかとなつたが、土地権確認書を持っていても名義が土地所有者ではないケースが多数存在することが調査の過程で明らかとなった。以下その実態を調査結果に従って述べる。

第2表は土地権確認書の名義が実際の土地占有者と異なっていることが確認されたケースについて、その具体的な内容、取得年、取得方法を地目別、土地権確認書別にみた表である。まず、地目別にケース数をみると屋敷地に関するケースが13件と最も多いことが分かる。続いて、水田をめぐるもので4ケース存在した。ほかに養魚池をめぐるケースが1件、畠地について生じたケースが2件あった。つぎに土地権確認書別にみると、土地証書と土地売買公正証書以外の書類について土地占有者の名前と土地権確認書の名義が異なるケースがみられ、なかでも赤インクのIpeda抄書に多くのケースがみられた。屋敷地に赤インクのIpeda証書を持つ世帯は第1表から分かるように20世帯であったが、このなかで8世帯はその保有するIpeda抄書の名義が自己的名前ではないのである。黒インクのIpeda抄書についてはこの抄書を保有する9世帯のうち3世帯が、書類の名義は実際の土地所有者の名前ではなかった。

保有する土地権確認書が印紙証や土地代金領収書であった世帯や何も土地権確認書を持たない世帯についてみる。当該地のC字台帳の記述はとにかく存在するはずである。調査からIpeda抄書が以前の所有者ないし以前の所有者が土地の譲渡を受けた旧所有者のもとにあると考えられるケースが屋敷地について7件あった。この7件のうち5件は旧所有者を含む旧所有者の名義になっていた。

では、これらの書類の名義は誰の名前になっているのだろうか。これも第

第2表 土地権確認書の名義と実際の土地所有者が異なる場合の

相違の内容と土地面積、土地取得年、土地取得方法

(面積の単位はトゥンバッ)

地 目	土地権確認書	土地権確認書の名義	面積	取得年	取得方法	
屋敷地	黒インク Ipeda 抄書	亡父名義	14	1983年	相続	
		義父名義	11.5	1984年	購入	
		旧土地所有者(隣人)名義	5	1976年	購入	
	赤インク Ipeda 抄書	亡父名義	12	1986年	購入・葬儀費用負担	
		亡父名義	20	1942年	相続	
		亡母名義	7	1986年8月	購入・葬儀費用負担	
		亡祖父名義	11	1967年	生前贈与	
		亡祖父名義	11	1980年	相続系譜中断	
		義父名義	17	1974年	購入	
		亡義父名義	10	不明	相続	
水 田		亡義父名義	4	1980年	購入・葬儀費用負担	
		旧土地所有者(隣人)名義	9.5	1972年	購入	
		土地贈与者(隣人)名義	16	1983年	贈与	
黒インク Ipeda 抄書	亡義父名義	100	1983年	相続		
	亡母名義	40	1984年	購入・葬儀費用負担		
	養魚池		亡父名義	60	1942年	相続
赤インク Ipeda 抄書	父名義	30	1982年	購入		
	亡父名義	280	1942年	相続		
畑 地	赤インク Ipeda 抄書	亡夫名義	100	不明	不明	
		旧所有者(隣人)名義	15	1986年6月	購入	

(注) (1) 取得方法のうち、「購入・葬儀費用負担」とは世帯主ないし配偶者の親の死亡の際に葬儀費用を負担したこのとの代わりに土地を得た場合をいう。

(2) 「相続系譜中断」とは、土地の相続を受けた者が被相続人の出生前に死亡した場合に、その土地が1世代前の相続人に戻る場合をいう。

(3) 1トゥンバッは0.0016ヘクタール。章末の注(69)参照。

(出所) フィールド調査結果。

2表にみることができる。屋敷地について土地所有者が赤インクIpeda抄書を持っている場合についてみると、世帯主の父親であるケースが2件でいずれの場合もその父親がすでに死亡していた。世帯主(女)の祖父(すでに死亡)が名義人であるケースも1件あった。世帯主の母親であるケースは1件で、この場合も母親はすでに死亡していた。つぎに妻方の父親であったケースは3件で、うち2件はその父親はすでに死亡していた。これらは親族であり、費用のかかる名義変更をあえてしなくとも問題は起こらないと考えられているのだろう。親族が名義人であれば、その名義人が死亡していても村人は記憶しているので徴税上問題はないのかもしれない。ところが、親族以外が名義人になっている書類もみられた。そのほとんどは集落内の村民か、近隣の集落の村民である(表では隣人と記した)。なかには、かつての村民で村内に土地を持っていたが、現在はバンドゥンの町で生活しているものがいる。挙家離村をした世帯も存在し、村内の親族が名義人である場合と比べ、相互認識の社会的距離はだんだん遠くなるだろう。ただし、村外民名義の書類はなかった。名義が異なるのは土地購入を行ったばかりだからという推論も成り立つ。このことをみるため第2表に土地の取得年を示した。これによると調査をした1986年に取得されたケースが全部の土地で3件あった。しかし一方すでに10年以上も経過したケースが7件あり、なかには42年に相続で取得した土地もみられる。ここからも土地書類の名義の相違の一部は土地取得後わずかしか時間がたっていないからだといえるが、多くのケースでかなりの時間が経過しているにもかかわらず土地権確認書の名義が異なっていることが分かる。取得方法についてみると、相続も多いが購入によって得た土地も多く、隣人から購入で得ても名義は長い間旧所有者のままになっている土地が2件あった。

以上のように、とくに屋敷地について土地権確認書の名義が実際の土地所有者の親であるケースが多数みられ、書類上の名義は土地の譲渡を受ける前の親族であるケースが多かったが、なかには親族以外の旧所有者の名前もかなりのケースでみられた。屋敷地に名義と実際の所有者との異なるケースが

最も多くみられたが、水田など農地は屋敷地に比べれば比較的書類の名義と実際の所有者の名前が一致している。ただし、この表には回答のあった分や、他の情報源から明らかに特定できるものだけが掲載され、村外の土地のように回答者以外からは情報が得られない分や、回答者が名義と現実の相違について明快に回答しなかった土地は含まれていないことに注意する必要がある。実際、土地家屋税額表をみても、それがIpeda事務所によって作られた最新のデータでありながら、すでに死亡した人の名前が多数掲げられていた。これらの名義の問題や、一部の世帯がなにも書類を持たない事実をどう理解すべきであろうか。

まず名義の問題に関しては、Ipeda行政が十分機能していないと理解することもできるし、Ipeda抄書は土地権の確定を前提にしたものではなく、単に地税の徴収を目的とした書類なのだから村民同士の相互理解で税の徴収がうまくいけばそれでよく、名義が異なる問題は村民（徴収にあたる隣組長や村の書記などを含めた）が記憶できる範囲内であれば問題はないとも理解できる。名義変更の費用が村の経済からみて高すぎ、手続きが簡単ではないことも問題を複雑にしている要因であろう。本調査は税制度の研究ではなく、いったいこのように名義が実際の所有者と異なっていて、徴税のさい問題は起こらないのか、あるいは結局誰がいくら税を払ったのかという点までは踏み込んでいちいち村民に聞いていない。しかし、このような錯綜した名義問題は、この村のIpeda徴収額が1985年度で目標の40%にしか達しておらず、過去にもIpeda徴収額の不足問題が起こったという事実に少なからず関係があるようにも思われる。このように名義と現実の錯綜した関係は村役人によって調整されているはずだが、村役人が調整のために走り回る姿には、村行政に対して徴税の任務が負わされている点や税の総額が村に対して通知されその徴税達成率が競われ、また税の減免を今日でも村行政を通じて行わなければならず、徴税額の不足分を村長らがポケットマネーでカバーすることもたびたびあることを重ね合わせると、今日でもかつての村落単位課税交渉制度の残象が映し出されているとさえいえるように思われる⁽⁷³⁾。

このような、Ipeda（今日ではPBB）行政の問題にその理解を求める以外に、複雑な名義や土地権確認書の問題を村の土地権の現状の一定の反映とも解釈することができよう。すなわち著しく零細な規模の土地の頻繁な売買が、いちいち行政を介在させることを煩雑で困難なものにしている。あるケースでは、赤インクのIpeda抄書のある屋敷地10トゥンバッ（0.016ヘクタール）を同じ隣組の村民が購入しIpeda抄書を手にいれたものの名義の変更をせず、Ipeda抄書は元の所有者の名義のままで、この土地の一部（0.5トゥンバッ、0.0008ヘクタール）をこの土地所有者はまた別の隣人に売却し、この土地の転売を受けた村人はこの土地についてなんの書類も持っておらず、Ipeda抄書の名義の変更もなかった。また調査の過程で、とくに屋敷地について、複数の村民が同じ土地の所有者だとする回答に何度も出会った。あるケースでは、すでに結婚して家も持つ子供が、自らが居住する屋敷地のため親に代金を支払ったので自分の土地だといい、親はIpeda抄書が自分名義であるためかその土地は自分の土地だといった。

なお、本調査では土地証書と土地売買公正証書の名義は所有者と等しかつたが、これはこれらの証書を村民が最近手に入れたためで、将来これらの証書についても名義と実際の所有者の名前との相違はありうると思われる。

第4節 土地権確認書と農村諸階層

次に土地権確認書の所有状況と農村諸階層との関係について検討しよう。

1. 調査村における土地所有からみた農村諸階層

第3表は調査世帯の農地面積でみた規模別分布である。この表では、農地を持たない世帯について、屋敷地は所有する世帯と農地も屋敷地も持たない世帯に分けて表示してある。すなわち、農地を所有しない世帯は調査71世帯

第3表 バンドゥン県調査村における農地所有規模別世帯分布

農地所有規模 (ヘクタール)	世帯数
0	44
(屋敷地なし)	(13)
(屋敷地あり)	(31)
0.1未満	9
0.1~0.2未満	4
0.2~0.3未満	3
0.3~0.4未満	5
0.4~0.5未満	1
0.5~0.6未満	2
0.6~0.7未満	0
0.7~0.8未満	1
0.8~0.9未満	0
0.9~1.0未満	0
1.0~1.5未満	1
1.5~2.0未満	0
2.0以上	1
世帯数合計	71
総農地面積 (ヘクタール)	13.56
1世帯平均所有農地面積 (ヘクタール)	0.19
農地所有世帯平均所有農地面積 (ヘクタール)	0.5

(出所) インタビュー結果。

のうち44世帯もあるが、この44世帯のうち屋敷地も所有しない世帯は13世帯であった。この表から調査村の所有地規模の分布をみると2世帯を除いて所有地面積は1ヘクタール未満で、農地を所有する24世帯の半分の12世帯は所有地面積が0.3ヘクタール未満の零細な農地面積の所有者であった。このように、村民の多くが零細な規模の土地しか所有せず、農地を全く所有しない世帯も全世帯の65%にも及び、屋敷地さえ所有しない世帯も15%存在した。その一方では、4ヘクタール以上という、村の通常の農地所有規模からみると格段に大きな規模の農地を所有する世帯も存在し、調査世帯のなかの最大規模の農地所有者に続く農地規模の所有者は、最大規模の農地所有者の父親で

あった。

本章では紙幅の都合および本題そのものではないため農村の階層そのものについて論することはできないが、以上の農地規模よりみた階層分布は農村内の社会的経済的階層分布とかなりの相関関係をもっているといえる。この村の経済は農業ばかりによって支えられているわけではなく、むしろ多くの部分が織布業によって支えられ、村内には多数の個人経営の織布業者、織布商人、織布関連労働者が存在している。しかし織布業における有力者は、商人であれ製造業者であれ農地の一定規模以上の所有を行うのが普通である。もちろん、織布業の経営規模の大小およびその他の非農業部門における経済活動の規模と農地所有規模の大小は正確に対応するわけではないが、一定の相関はあり、ここでは土地所有規模で農村諸階層の分布をみるととする。

2. 土地権確認書と農村諸階層

第4表は調査村における農地所有規模別でみた農村世帯の持つ土地権確認書の種類と、各々の農地規模階層の所有する土地権確認書ごとの世帯数とその土地面積をしたものである。この表では、ある世帯が複数の土地権確認書を持っている場合も各々の書類について世帯の農地所有規模ごとの階級に示している。たとえば、ある世帯が屋敷地については土地証書を持ち、村内の水田には黒インクのIpeda抄書を持ち、村外の畠地に赤インクのIpeda抄書を持つ場合、農地の合計面積の階級欄に、屋敷地については土地証書、水田については黒インクのIpeda抄書、畠地については赤インクのIpeda抄書の項目に各々1世帯として記されている。

この表のうち、まず土地証書についてみると農地所有規模の大きい階層にこれを持つ世帯が多いが、農地所有規模面積の小さな農家、あるいは農地を全く所有しない世帯にも若干これを持つ世帯が存在することが分かる。ただしこの土地証書は、対象地が屋敷地に限られることはすでにみたとおりである。この表からは農村諸階層別にみて、上層部だけが土地証書を持っている

第4表 世帯別にみた所有農地規模別、地目別所有土地権確認書（1986年、バンドアン県の調査地）

農地所有規模階級 (ヘクタール)	土地証書		土地売買公正証書		黒インクIpeda抄書		赤インクIpeda抄書		伊賀魚池畑地		水田		畜		印紙証		土地代金領取書		書類なし		不明・無回答	
	屋敷地	水田	屋敷地	水田	養魚池	畑地	屋敷地	水田	養魚池	畑地	畜	水田	畜	水田	畜	屋敷地	水田	屋敷地	水田	畜	水田	畜
0	2	4	1	2	1	1	3	5	2	2	1	1	1	1	1	9	1	1	2	4	1	1
0.1未満	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
0.1~0.2未満	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
0.2~0.3未満	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
0.3~0.4未満	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
0.4~0.5未満	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
0.5~0.6未満	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
0.6~0.7未満	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
0.7~0.8未満	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
0.8~0.9未満	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
0.9~1.0未満	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1.0~1.5未満	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1.5~2.0未満	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2.0以上	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
世帯合計	12	1	2	9	7	1	4	20	12	5	9	1	10	1	3	1	3	1	6	1	2	
面積合計(ヘクタール)	0.38	0.032	1.52	0.162	1.171	0.096	0.448	0.489	2.685	1.074	2.061	0.014	0.114	0.044	0.029	0.16	0.069	0.08	4.176			

(注) ワカフ地は含まれていない。

同一世帯が複数の地目を所有する場合や、複数の書類を持つ場合も各々の場合について世帯の所有農地規模の階級に記してある。

(出所) 調査地におけるインタビュー結果より。

というようなはっきりした階層性はみられないといえる。このような結果になった理由は、この村で1985年に土地全国作戦プロジェクトが実施されたためであった。この経過について簡単にみよう。

この作戦については第1節で少し述べたが、この村でも1985年にその順番が回ってきた。事前の準備の後、1985年3月28日バンドゥンの土地局の土地登記課より2人の測量技師と1人の事務官が村にやってきて3月30日には完成するという迅速なものであった。この作戦は調査区では二つの隣組で実施され、そのうちの一つの隣組が本調査が対象とした隣組の一つであった。この区全体で32人の屋敷地について土地測量の後、土地証書が与えられたのであった。この作戦の対象隣組になったことについて、隣組長は勇気をもって隣組の村民をこの作戦に参加させたと述べ、なぜ他の隣組は参加しなかったのかとこの隣組長に聞くと、誘ったけれども勇気をもってやろうとしなかつたと答えた。作戦のおおよその対象世帯数は、予算の都合であらかじめ決まっているが、どの隣組の誰が対象世帯となるかは作戦チームと村、区、隣組および村民の間の合議によって決められた。社会政策的性格をもったこの作戦は「経済的弱者」(golongan ekonomi lemah)が対象になるはずであるが、証書を得た人は、隣組長と親しい隣人(わずかな屋敷地しか持たない人も含まれる)と、隣組内の有力者と思われる人であった。この作戦の結果、土地証書を得た村民は、調査世帯のなかに9世帯存在した。つまりこの隣組のなかの土地証書を持つ村民は1世帯を除きすべて該当し、土地証書を持つ世帯のなかでこの作戦外で土地証書を得た調査世帯は3世帯にすぎなかった。この作戦で土地証書を得た村民の支払った費用は5000ルピアで、通常この証書を得るために必要な費用よりはるかに少なかった。隣組長はこの作戦によって、自らの土地に土地証書が与えられたことを喜び、その効用の一つとして容易に借金ができるなどを挙げた。ジャカルタに行って金がなくなったとき、この証書を店に預けて現金を借りたこともあった。

この村における土地全国作戦プロジェクトはその後も継続され、1985年9月にはこの作戦の一環として赤インクのIpeda抄書を黒インクのIpeda抄書

に転換する作業が土地局の職員によってなされた。このときは5～300トゥンバッ(0.008～0.48ヘクタール)の土地につき、Ipedaの完済、村長の当該地が土地紛争の係争地になっていないとする説明書(surat keterangan)の添付がその要件とされて、村全体で125世帯のIpeda抄書が黒インクに書き換えられた。この書換えのための費用は2500ルピアであった。書き換えられた土地については5～50トゥンバッ(0.008～0.08ヘクタール)の面積がほとんどであった。

この作戦プロジェクトはまだ限られた村でしか実行されていないことを思えば、調査村でのこの作戦の実行は、この村の土地権確認書の状況を他村よりも改善し、また村民のこの問題に対する認識を深めているはずである。1986年10月時点でのこの村全体の1172戸のうち160世帯が土地証書を持ち、この事実は行政の努力の跡を示しているが、まだこのほとんどが屋敷地に限られており、水田について土地証書を持つ世帯は1、2世帯にすぎなかった。

土地全国作戦プロジェクトの枠外で土地証書を得た世帯はどのような人々であろうか。調査世帯のなかにもわずか3世帯だが存在した。このうちの2世帯は、水田について土地売買公正証書を持っていた。3世帯のうちの2世帯は村内の中規模織布商で、織布商としての活動の過程で、2世帯ともが小工業長期運転資金金融の融資をインドネシア庶民銀行(BRI)から受けている。1人が450万ルピアを1985年に借り入れし、他方の商人が150万ルピアを82年に借りた。2世帯が土地証書を得たのはこのインドネシア庶民銀行からの融資を受ける直前であった。前述のように小工業向け制度金融はIpeda抄書でも借りられるようにとの中央銀行の指導があるものの、実際には多くの場合土地証書が必要なのであった。このため、村民といえどもこの金融を受けるために土地証書を手にいれるよう努める。もう1人の回答者はカラワン地方において縫製業を経営し同時に金貸し業も営んでおり、土地をカラワン地方にも持っていてどの土地が銀行から融資を受ける際の担保になっているのか不明であった。

調査村の村長は、1972年にすでに自己の屋敷地の土地証書を得ていた。こ

の村長はかつてマジャラヤ地方に勤務する宗教省の末端役人（ナップ（naib））だったが、現在は宗教省職員としての地位を保ったまま村長職を務めている。この場合は、村の有力者だからというよりも、国家公務員として高い法意識をもっており、給与生活者であるため土地証書取得手続き費用も著しい負担とはならなかったであろうことが想像される（土地局に友人がいるなどの事情も考えられる）。この村長も村外に出かける際、この土地証書を借金の申込みなどの目的のためしばしば持ち歩いていた。このことは土地証書のもつ担保能力を示すと同時に、土地証書の存在が土地市場の流動化を促進させる可能性も示すものといえよう。

以上から、村民の間の土地証書の保有の有無は、一般の村民については土地全国作戦プロジェクトがたまたま当該村（区、隣組）で実施された⁽⁷⁴⁾か、また実施された地区では費用を払うための最低限の所得があるのか、これまでIpeda抄書を持ちIpedaを払ってきたか、紛争地ではないとの村長からの証明を得られるかといった事情と、実施にあたる村役人（隣組長）と親しいか、実施地区の有力者かなどの事情に大きく規定される。それ以外で土地証書を得るか否かは銀行から小工業金融の融資を受けるかどうかに大きく左右されるといえる。この土地証書と小工業金融との関連は、筆者のカラワン地方の農村でもみられた事実である。これら以外で土地証書を得る人は依然村内ではなく、村の経済の分脈からみて特別豊かである人と、調査村の村長のような事情をもつ人に限られるように思われる。

土地売買公正証書を持つ世帯数は少ないが、土地所有規模の大きな世帯がこれを所有する傾向がある。面接調査終了後の筆者の調査村訪問時に得た情報では、1988年に最大土地所有規模の調査世帯がその水田の残りと、養魚池の全部について土地売買公正証書を作成した。その父も水田の公正証書作成を進めており、土地所有規模の大きな世帯においてこの公正証書を持つ傾向が徐々に明瞭になっている。

次に黒インクのIpeda抄書をみると、一定規模以上の農地を持つ層に多くのこの抄書を持つ世帯が存在する。ただし、土地証書と同じように農地をほ

とんど持たない、あるいは農地を持たない世帯にもこの抄書を持つ世帯があり、この抄書についてもその保有状況と農地所有規模との間に明確な関連はみられない⁽⁷⁵⁾。このことは赤インクのIpeda抄書についてもいえる。一方印紙証や土地代金領収書しか持たない世帯についてみると農地を所有する世帯はわずかであり、ほとんどが農地を所有しないか所有してもわずかな農地しか所有していない。なんらの書類を持たない世帯にも広い農地を持つ世帯は少ない。

これらから農地を持つ世帯、とくに一定規模以上の農地を持つ世帯は土地証書、土地売買公正証書、Ipeda抄書のいずれかを持ち、最近は村内上層が公正証書を持つ傾向を強めているといえる。土地作戦プロジェクトの影響もあり、農地を持たない世帯にも土地証書を保有している世帯がある。この作戦を除いて考えると土地証書を持つ世帯は村の中・上層の人々と考えられる。印紙証や土地代金領収書しか持たない、ないしなんらの書類も持たない世帯は農地規模でみると零細な規模の土地しか持たない、あるいは全く農地を持たない階層であることが分かった。

以上、農村社会の階層と土地権確認書の保有状況の関連についてみた。つぎにこれらの調査結果を踏まえて各々の土地権確認書の土地権立証力について検討したい。

3. 土地権確認書の土地権立証力

まず、土地証書についてみる。前述のようにインドネシアの土地登記制度は公信の原則をとることなく公示の原則をとっている。したがって、当該の土地証書より有力な土地権立証者とその書類がでればその土地証書の立証力は否定される。このことは植民地期も基本的には同一であった。しかし植民地期にはほとんど誤認の土地登記はなかったといわれる⁽⁷⁶⁾。ただ今日、土地証書がすでに存在する土地についても紛争が生じている。村民、農民がIpeda抄書で権利を主張する際、行政や企業は同一地についてこの土地証書で権利

を主張するケースが多い。土地登記時の公示の不十分性、土地登記の際の調査などに問題点があるのだろうか。別途検討の必要があろう。

つぎに、調査結果でも調査世帯の所有する土地の55.5%をカバーし、調査世帯のうち赤インクのIpeda抄書を30世帯が、黒インクのIpeda抄書を11世帯が保有しているように、農村住民にとり最も重要なIpeda抄書について検討する。今日、住民がこれまで登記されていなかった土地を登記するときこの書類が有力な書類と見なされること、および土地紛争が生じた場合多くのケースで住民がその土地権を立証するためにこの書類をあげることはすでに述べたとおりである。ハルソノも土地を得た農村住民はこの書類を手にいれ名義を変更することで初めて安心すると述べている⁽⁷⁷⁾。

土地権を立証する書類としてのこの書類（同時にC字台帳）の問題点の第1は、調査結果からも明らかのように、しばしばその名義が実際の所有者と異なっていることであろう。土地権の移転に際して、多くのケースで新たな所有者にこの書類が渡っていない。農地については比較的良く整備されているものの、やはり名義が異なるケースや所有者がこの書類を持たないケースがみられた。このような事実がもたらされる原因についてよりつっこんだ調査検討が必要だが、その最も大きな理由はこの書類の基本的性格にかかわるものであろう。すなわち、この書類は本来地税の徴収のための書類であって、地税の徴収上問題が生じなければ名義などの問題は重要な問題とは認識されないことがあるのではないかと思われる点である。すでにみたように村役人や隣組長らが実際の所有者について認識し、また当人同士で調整がつけば地税徴収上の問題は当面は回避される。しかしこのような実態はこの書類の土地権の立証力を著しく弱めているといわざるをえない。事実、1967年5月11日のチアミス地方裁判所の判決No. 43/1966/Sip. Cms.は、地税の決定書は、しばしば記載されている名義が以前の所有者であるのに実際にはすでに他人の所有になっているため、これを絶対的な（土地権の）証明と見なすことはできないと述べている。さらに最高裁判所は、1960年2月3日の判決No.34 K/Sip./1960で、地税抄書（surat petok pajak bumi）は係争水田が抄書に名前が

記載されている者の所有であることを絶対的に証明するものではなく、当該水田の地税を誰が支払わなければならぬかを示す書類にすぎない、と述べている⁽⁷⁸⁾。

これらの事実は、この書類が地税行政のための書類であって、土地権確認を主たる目的としていたわけではなかったという歴史的展開過程に規定されている。土地測量はなされたがこれは区画単位であって、1筆1筆なされたわけではなかった。したがって、この抄書に測量図がついているわけではない。土地買収に忙しいブカシ県におけるインタビューでも、Ipeda抄書に記載された土地面積に従って土地売買が行われた後、デベロッパーが土地証書作成のため土地測量を係官に行ってもらうと、たいていIpeda抄書に記載されている土地面積は過大であることが判明するということであった⁽⁷⁹⁾。この、面積が必ずしも正確ではないという点もこの書類の土地権確認書としての問題点といえよう。

この書類が土地権を立証するものではないとする政府の見解は、今日の土地家屋税のための法律でも述べられている。すなわち土地家屋税に関する1985年法律第12号はその第4条第1項で、「納税主体は土地に対して明確に権利を持つ、ないし土地からの便益を得る、あるいは家屋を所有しないし支配ないしその便益を得ているもの」と規定し、この法律の説明文のこの条項で、「税の支払い・完済書は権利の所有を意味するものではない」と明確に述べている。歴史的な納税義務の確定と土地権の確定を切り離す政策は今日も続けられているといえる。この法律の同条第3項の説明文では「Bの所有する土地家屋をAが法律・契約に基づく権利によらないで使用するないし用益を得る場合でもAが納税義務者となりうる」、「当該地・建物が係争中でも当該地・建物を使用するないし用益を得ている者が納税義務者となる」などの例をあげている⁽⁸⁰⁾。

しかしながら土地売買公正証書の作成や土地証書の作成において、Ipeda抄書そしてC字台帳は実際上の土地権立証の最も重要な根拠になっている。紛争に際し、農民や住民が普通なら費用を払って公正証書や土地証書に転換

しうる根拠となるIpeda抄書(すなわちC字台帳)をもって自らの権利を主張しようとするのはごく自然なことといえよう。ではこの書類はどのような場合において住民の土地権を立証する書類となるのだろうか。この答えは前節でみたように、この書類で土地権を立証しようとする者を土地権者だと述べ、また当該地が係争地でないとする村長および郡長の説明書があった場合である。問題なのは土地が係争中の場合であろう。村長ないし郡長が土地権を認めない場合は土地権を立証する手だてにはなりにくい。すなわちIpeda抄書ないし課税対象通知書は第三者に対して対抗する手だてになりえ、行政に対してはその協力のもとに土地権を立証できる可能性はあるが、対抗はむづかしい。今日の土地紛争が多くのケースにおいて、村長をはじめとする行政が当事者として関与していることは別稿で述べたが⁽⁸¹⁾、行政や企業に対しIpeda抄書をもって対抗する場合、農村住民の立場は現行行政下では強くないといわざるをえない。今日の課税通知書はIpeda抄書に比べ土地権立証力はいっそう弱くなっている。すなわちIpeda抄書が県以上のレベルのIpeda事務所によって発行されてきたのに対し、課税通知書は毎年村役場によって発行され、また土地面積や位置の記載もない。ここにはこの抄書が土地権を立証しないという政府の解釈がいっそう強く現れているといえよう。

つぎに、調査結果も今日なお農村住民にとってかなりの役割を持っていることを示している慣習法に基づく書類について考えたい。まず印紙証についてみる。印紙証(ないし土地売買明示書)は、慣習法上の要件を満たすと同時にC字台帳にも土地権内容の立証の根拠を持っていた。これは慣習法上の書類といえども歴史的な土地・地税行政から全く自立しているわけではないことを示している。ただ見方を変えれば公正証書の作成は少なくとも農村では慣習法上の書類作成とほとんど同じ方法で行われていると考えることもできる。公正証書は所定の用紙を用いて公正証書作成官である郡長が作成し、1961年土地登記法でいう公正証書となり、土地登記への重要なステップとなる。しかし現実にはすでにみたように、郡長は実際には土地の譲渡に立ち会っているわけではなく、事後的に署名をする(そして手数料を徴収する)にすぎな

い⁽⁸²⁾。したがって公正証書は、慣習法に基づく土地権の移動の事実のうえに付加的に郡長の署名がなされているにすぎないともいえる。1960年農地基本法が慣習法を基礎とするとしていることを考えても、現実の行政が慣行の連續上にあることは自然のことと考えられる。そうであるならば、Ipeda抄書の関与するケースを含めた土地の紛争の解決に際しても善意の当事者の利害は保護され、判事がこの善意について判断するとする慣習法上の原則にいつそ重要な意味付与がなされ得べきと思われる。

つぎに土地代金領収書について考えてみたい。この領収書類はC字台帳を基礎としていない。文面も簡単で他の種々の成文法や公的制度との関連も薄い。当該地の集落長（kepala kampung）の助力のもとでなされた善意に基づく売買は、売買が慣習法の定める諸規定に従っていないなくとも合法と認めなければならないとする1958年の最高裁判決⁽⁸³⁾を考えれば、この領収書類の（さらには書類のない場合の）有効性を一義的には否定できない。この領収書類に基づいて売買された16平方メートル（1トゥンバッ）の土地が調査集落内の隣人間の係争地となつたことがあった（1990年7月）。老齢である土地売却者の妻と息子が購買者に対して、事前に相談を受けなかつたとしてすでに行われた売買を無効にする（dibedokeun）よう集落内で訴えた。集落内の合議（musyawarah）は2度行われ、2度目は郡長も出席した。合議の結果、売却者の妻と息子の合意を得なかつたのは両当事者の誤りだったとして、土地価格を当初の23万ルピアから50万ルピアに引き上げることで売買は正当と見なされることとなつた。村落内において慣習法に基づくこの領収書類の柔軟性が窺われる。この領収書類が村落内で用いられている間は問題は少ないと考えられる。ただ都市に住む第三者者が介在するとき問題は複雑にならざるをえない。実際、村落外の第三者が介在する土地買収や土地紛争についての新聞などの記事に、この領収書類が住民の権利を主張する根拠として登場することはほとんどない。この領収書類の場合、公示性という点で劣ることは否定できない。C字台帳など閲覧して確認すべき手だてがない。善意の行為が現実の社会でどのように保護されるのだろうか。さらなる検討が必要である。

むすびにかえて

調査結果から明らかなように、西ジャワ農村の土地権はさまざまな書類によって確認されている。登記がなされた土地の土地証書（これには暫定土地証書もある）、登記の実施過程にありまたしばしば登記まで進まずその取得でプロセスが止まってしまっている土地売買公正証書（ないし他の公正証書）、植民地期からの土地測量とC字台帳の作成によって裏づけされてきたIpeda抄書（これにも黒インクのものと赤インクのものがあった。今日では土地家屋税課税対象通知書）、慣習法に基づく印紙証（ないし土地売買明示書）、印紙を用いない土地代金領収書（なかには村落行政が閲知したといえない領収書もあろう）、そしてなんらの書類もない土地（なんらの書類も持たない世帯のなかには隣組長の立会いのもとに売買を行っている場合もある）とさまざまなバリエーションがみられたのであった。

住民の意識のうえでも、また土地の市場価格においてもこれらのバリエーションのなかで最も強く権利を保証すると考えられている書類が土地証書であった。そして土地売買公正証書、Ipeda抄書、印紙証、土地代金領収書がこの順に続く。そして印紙証や土地代金領収書しか持たない世帯や、なんらの書類も持たない世帯は農村内でも相対的に低い社会経済階層の人々であった。一方土地証書を持つ世帯はこの村では土地全国作戦プロジェクトが実施されたこともあり、広い土地を持つ階層から農地を全く持たない階層まで広がっている。しかしこのプロジェクト受益者を除くとわずかな世帯しか土地証書を持たなかった。この世帯や土地売買公正証書を持つ世帯は数少ないが農村の中・上層に属し、近年村内上層の人々の間に土地売買公正証書に転換する傾向が明らかになりつつある。Ipeda抄書は農村内の上層から下層まで幅広い人々に保有された。

1960年農地基本法は慣習法を基礎としている。それ以前の植民地期の二元的土地法のもとでは、西欧法下でのみ所有権があり、この所有権の成立のた

めには土地登記は欠くべからざる要件であった。1960年農地基本法のもとでは土地登記のなされることのない慣習法に基づく土地権の移動も土地所有権の成立を意味した。ただしこのシステムのもとでも近代国家への適応として土地登記制度は導入されている。ここに土地登記のなされている所有権地とそうではない所有権地が並存することとなり、今日の複雑なシステムを生むこととなった。

土地登記のなされていない土地の一部は、集落長の立会いのもと権利の譲渡と代金の支払いが同時かつ実質的かつ明白になされるという、慣習法に基づいた売買がなされてきた。この売買に際し、印紙付きの用紙に当事者と集落長が署名する売買明示書が作成された。この書類は以上の慣習法上の要件を満たすと同時にC字台帳の記述にも基づいている。

C字台帳は、あたかも植民地の西欧法地の土地が登記簿にすべて記載されているごとく、インドネシア法(慣習法)の土地の多くを記載してきた。このC字台帳に対する信頼が土地権に関するこれまでの住民、政府双方のそれぞれの方法による利用を生み出した。慣習法に基づく書類の作成にもこの台帳が用いられる姿は、あたかもC字台帳が慣習法のなかに溶け込んでいるようみえる。住民が土地紛争において自らの土地権を主張する際にはこのC字台帳からの抜き書であるIpeda抄書を用いる。これまで土地登記のなされてこなかった土地に土地売買公正証書を作成し、そして土地登記を実施する場合も土地権の内容の多くはC字台帳に基づいていた。政府金融の抵当を示す書類にもなった。

しかしC字台帳は土地権の台帳としては大きな弱点を持っている。調査結果は、Ipeda抄書はしばしば名義が異なっている、地権者が持っているとは限らないという問題点を明らかにした。今日政府は土地家屋税制および土地行政のなかで、歴史的な土地権と地税行政を切り離す政策を強化している。すなわちIpeda抄書は土地権を示すものではない、土地売買は公正証書に基づくようにと。しかし土地登記や公正証書を利用できるのは村内上層に限られ、これまでそれほど強くなかった土地権確認書保有の階層性を明瞭にする結果

を生みつつある。一方住民の多くはこのIpeda抄書を土地権の拠り所とし、また土地権の移転は依然慣習法によっていると考えられ、Ipeda抄書さえ持たずには慣習法に基づく書類を持つ者（あるいはなんら書類を持たないもの）も多い。土地全国作戦プロジェクトの進行も問題を解決するには程遠い。

このIpeda抄書の土地権立証力の否定（また慣習法による土地売買の否定）は、土地行政にいっそう大きな裁量の自由を与える。しかし土地行政の現実からいえばより大きな役割を担うのは農村では村長と郡長である（マニピュレーションの可能性も生む）。Ipeda抄書と公正証書・土地登記との橋渡しをする村長は同時に慣習法に基づく土地売買の実行当事者でもあった。公正証書の作成も現実には慣習法に基づく売買に郡長の署名という付加があるにすぎない。Ipeda抄書の土地権立証力も慣習法的土地売買も全面的には否定しえない現状で、善意の行為が保護されこれを判事が判断する慣習法上の原則がどこまで生かされていくのであろうか。今後の展開に注目したい。

[注] _____

- (1) *Kompas*, 1990年5月18日など多数。
- (2) *Kompas*, 1990年4月20日; *Kompas*, 1990年4月21日など多数。
- (3) *Editor*, 1989年12月16日; *KSKPLGC*, 1989年12月10日など多数。
- (4) *Kompas*, 1989年2月26日。
- (5) *Kompas*, 1990年3月24日。
- (6) *Tempo*, 1989年4月1日。
- (7) Parlindungan, A.P., “Politik dan Hukum Agraria di Zaman Orde Baru [新体制時代における土地の政治と法律],” *Prisma*, 第18巻第4号, 1989年, 3~5ページ。
- (8) 1978年から80年に*Kompas*紙および*Tempo*誌に報じられた土地紛争として社会問題化した土地問題73件のうち, 38件(52%)は土地所有権の帰属問題を伴っていた。水野広祐「1970年代後半におけるインドネシア土地紛争とその特質」(滝川勉編『東南アジア農村の低所得階層』アジア経済研究所, 1982年) 166~169ページ。
- (9) *Kompas*, 1989年12月1日, ソニー(Sony Harsono)国家土地庁長官の発言。
- (10) 現行土地法の解説としては, Harsono, Boedi, *Undang-undang Pokok*

Agraria, Sedjarah Penjusunan, Isi, dan Pelaksanaannya, Hukum Agraria Indonesia, Bagian Pertama, Djilid Pertama [農地基本法, インドネシア土地法の制定史とその内容および実施, 第1部, 第1巻], ジャカルタ, Penerbit Djambatan, 1962年; Boedi Harsono, *Undang-undang Pokok Agraria, Sedjarah Penjusunan, isi, dan Pelaksanaannya, Hukum Agraria Indonesia, Bagian Pertama, Djilid Kedua* [農地基本法, インドネシア土地法の制定史とその内容および実施, 第1部, 第2巻], ジャカルタ, Penerbit Djambatan, 1971年, がすぐれている。地税法の歴史と解説では, Badan Pendidikan dan Latihan Keuangan, Departemen Keuangan R.I., *Himpunan Peraturan Pajak Bumi di Indonesia* [インドネシアにおける土地税法令集], ジャカルタ, Laporan Bagian Proyek Survey/Penelitian Keuangan Negara Badan Pendidikan Latihan Keuangan Tahun 1977/1978, 1978年, がよい。

- (11) ジャンビ州における土地法と種々の土地権証書の解説として, Parlindungan, A.P., *Pandangan Kritis Berbagai Aspek dalam Pelaksanaan Undang-undang Pokok Agraria di Daerah Jambi* [ジャンビ地方における農地基本法施行のいくつかの点に関する批判的検討], バンドゥン, Penerbit Alumni, 1978年, がある。
- (12) Surat Ketetapan Iuran Pembangunan Daerah Petikan dari Buku Penetapan Iuran Pembangunan Daerah (Huruf C). Daftar:Ketetapan Obyek untuk Ketetapan Ipeda Pedesaan [農村部地方開発寄与税決定のための課税対象決定表] という書類もあった。書類の名前はたびたび変更があった(第2節参照)。
- (13) たとえば1990年5月, ディベロッパーと住民の間の土地価格等をめぐる紛争が続くジャカルタ, タナー・アバンで, 土地証書のある土地については, 1平方メートル当たり70万ルピア, 地上権証書(sertifikat hak guna bangunan)のある土地は56万ルピア, その他の土地は20万ルピアという価格がディベロッパーにより住民に対し提示された。Kompas, 1990年5月18日。
- (14) Undang-undang No. 5 Tahun 1960 tentang Peraturan Dasar Pokok-pokok Agraria [農地基本法に関する1960年法律第5号]。
- (15) Peraturan Pemerintah No. 10 Tahun 1961 tentang Pendaftaran Tanah。
- (16) 土地公正証書作成官 (PPAT) およびこれによって作成される種々の公正証書については, Parlindungan, A.P., *Pedoman Pelaksanaan U.U.P.A. dan Tata Cara Penjabat Pembuat Akta Tanah* [農地基本法の施行と土地公正証書作成官のための指針], バンドゥン, Penerbit Alumni, 1978年, 参照。
- (17) Peraturan Menteri Pertanian dan Agraria No. 2 Tahun 1962 tentang Penegasan Konversi dan Pendaftaran Bekas Hak-hak Indonesia atas Tanah [旧インドネシア人土地権の転換および登記の確定に関する1962年農

- 業・農地大臣令第2号]。
- (18) あるいは権限のある機関により与えられた権利立証書（具体的には述べていない）でもよいとし、できれば測量書を添えることと述べている（第3条a項）。
- (19) 植民地期インドネシア人も土地登録を行って土地権を得た。この権利は農地所有権 (agrarisch eigendom) で、この権利を得たインドネシア人が地租 (landrente) を払っていないとき不動産税 (verponding) を払った。このインドネシア人によって支払われる不動産税をインドネシア人不動産税 (verponding Indonesia) と呼ぶ。
- (20) Keputusan Menteri Agraria No. Sk. 113/Ka/1961 (TLN No. 2334) [農地大臣決定, No. Sk. 113/Ka/1961—官報付録第2334号一]。
- (21) Harsono, Boedi, *Beberapa Analisa tentang Hukum Agraria, Bagian 3* [土地法に関するいくつかの分析, 第3部], ジャカルタ, Penerbit "Esa" Study Club, 1980年, 91~100ページ。
- (22) 1968年7月20日の最高裁判決No. 237/K/Sip. 1968では村役人の面前で明白に土地の売買が行われることを土地売買の成立の要件としている (Chadir Ali, *Yurisprudensi Indonesia tentang Hukum Agraria, Jilid 3* [土地法に関するインドネシアの判例, 第3巻], バンドゥン, Penerbit Binacipta, 1978年, 328~331ページ)。スポモによると, 1930年代のセラン県(西ジャワ州)では村の長老 (kokolot ampian) の面前での土地売買のケースがある。また, 当人同士のみによる売買のケースが, ジャカルタ, プリアンガン, チルボンに見られると述べている。そして諸ケースを総合してスポモは, 西ジャワ地方では, 村落行政の助力を得ていない土地売買契約も受け入れられているとしている。Soepomo, *Hukum Perdata Adat Jawa Barat* [西ジャワ慣習民法], ジャカルタ, Penerbit Djambatan, 1981年, 126~134ページ。
- (23) Harsono, *Beberapa Analisa* ……, 100~103ページ。Soepomo, *Hukum* ……, 128~134ページ。
- (24) テル・ハールは, 住民首長の面前における土地の移転に際してほとんどの場合において証書 (akte) が作成されると述べている。ただし, この証書が収入印紙付きであるとは述べていない。Ter Haar, B. Bzn, *Beginselen en Stelsel van het Adatrecht* [慣習法の原理と制度], フローニンヘン, バタヴィア, J. B. Wolters, 1939年, 100~101ページ。スポモは, 西ジャワ州バンテン地方では大部分の土地売買が村の長老の面前で (書面なしに) 口頭で行われると述べている。またプリアンガンの諸県で親族ないし同一村落民に土地が売却される際, 印紙代と証人費用を節約するため, 村民は村役場に報告しない。プリアンガンやチルボンで印紙つきの書類を作成するのは, 村内の富有層が村外民から土地を購入する場合であると述べている。Soepomo, 前掲書, 128~131ペー

ジ。

- (25) Harsono, *Beberapa Analisa*……, 101ページ。
- (26) 以上の土地登記についての説明についてとくに明示したもの以外は, Harsono, *Undang-undang Pokok Agraria, Sedjarah Penjusunan*……, 1~48ページ, とRuchiyat, Eddy, *Sistem Pendaftaran Tanah Sebelum dan Sesudah Berlakunya U.U.P.A.* [土地登記制度, 農地基本法施行以前と施行以降], バンドゥン, Penerbit Armico, 1984年, および本文中で述べた法律・条令の条文に基づく。
- (27) Harsono, *Undang……Djiliid Kedua*, 47~48ページ。
- (28) Sudjito, Prona, *Pensertifikatan Tanah Secara Massal dan Penyelesaian Sengketa Tanah yang Bersifat Strategis* [全国土地問題作戦プロジェクト, 集団的土地登記と戦略的土地区画整理事業の紛争の解決], ヨグヤカルタ, Penerbit Liberty, 1987年, 5ページ。全国土地問題作戦プロジェクトについては同書参照。
- (29) *Kompas*, 1989年12月1日。
- (30) *Kompas*, 1990年5月18日。
- (31) 1620年8月の不動産の移転に関する規則は, 屋敷地や果樹についての譲渡, 抵当権の設定などに際しての公示, 异義申立て, 裁判書判事(bailliu ende scheppenen)による登記(pertelijk opteeken)を定めている。公示原則(publicatieitsbeginsel)の確立と, 物権の明確な土地の地籍台帳(kadaster)の作成は以降継続される。1813年5月8日の英領インドネシア官報第26号の発行により不動産税(verponding)が当初バタビア周辺に導入された。1823年の蘭印官報第5号で不動産税はジャワ・マドゥーラ全体に広げられる。土地登記は裁判所のある地域ではその法務委員会(Raden van Justitie)により, これのない地域では理事實官(resident)が書記(secretaris)の助けを得て行った(1819年以降)。“Kadaster [地籍台帳],” *Encyclopaedie van Nederlandsch Oost-Indie, Tweede Druk, II. H-K* [蘭印百科事典, 第2版, 第2巻], ハーグ, Martinus Nijhoff, 1918年, 245~246ページ。
- (32) *Overschrijvingsordonnantie* (Ordonnantie op de overschrijving van den eigendom van vaste goederen en het inschrijven van hypotheken op de dezelve, publicatie v. d. G.-G. in rade van 21 April 1834, in Nederlandsch -Indie [蘭領印度における不動産所有の移転およびその抵当権の設定に関する条令, 1834年4月21日評議会において総督により発布])。
- (33) 同上法律, ただし条文は, Engelbracht, W.A., E.M.L. Engelbracht, *De Nederlandsch-Indische Wetboeken benevens de Grondwet voor het Koninkrijk der Nederlanden* [蘭印六法全書およびオランダ王国憲法], スラバヤ, N.V. E. Fuhri & Co., 1924年, に拠っている。また, Ruchiyat, 前掲書, 第3章参照。

- (34) Harsono, *Undang……Djilid Pertama*；水野広祐「インドネシアの土地所有権と1960年農地基本法」(『国際農林業協力』1988年3月号) 54～56ページ。
- (35) Agrarisch eigendomsrecht, vervanging van Indoneesisch erfelijk individueel grondbezit door eigendom (KB. van 16 April 1872 No. 29), S. 72-117。
- (36) Heslinga, J.H., *De Grond en Wat daarmee samenhangt op Java en Madoera met uitzondering der Vorstenlanden*, バタヴィア, 1934年(多田芳雄訳『爪哇及びマドゥラに於ける土地及び関係事項——但し王侯領を除く——』東亜研究所, 1941年, 47～56ページ)。
- (37) Supomo, *Bab-bab tentang Hukum Adat* [慣習法に関する諸章], ジャカルタ, Penerbit Universitas, 1956年, 7～14ページ。
- (38) Ordonnantie van 25 Juli, tot vaststelling van bepalingen nopens den aanslag en de inning der landrente op Java en Madura, uitgezonderde de Volstenlanden en de residentie Preanger-regentschappen (Staatsblad 1907, No. 277) [王侯領とブリテンイギリス諸県を除くジャワ・マドゥーラの地租課税および徵収に関する規定を定める7月25日条令—1907年蘭印官報第277号—] の前文。および, “Landrente [地租]” in “Belastingen [税]”, *Encyclopaedi van Nederlandsch-Indie, tweed druk, eerst deel* [蘭印百科事典, 第2版, 第1巻], ハーグ, Martinus Nijhoff, 1919年, 236ページ。
- (39) Besluit van Commissarissen Generaal, van 9 Maart 1818 no. 1, Staatblad No. 14, houdende bepalingen omtrent den aanslag en de invordering der landrenten。
- (40) 英語のlandrentは以降オランダ語でもlandrenteとして受け継がれていくが、その意味するところは地代というよりも地租に近くなっていく。このlandrenteはインドネシア語でpajak bumiあるいはpajak tanahと訳されている。このインドネシア語を訳せば、地税あるいは地租ということになろう。
- (41) Besluit van Commissarissen Generaal, van Januari 1819 No. 1, Staatsblad 1819 No. 5。
- (42) “Kadaster,” 前掲書, 245～246ページ。
- (43) Ordonnantie van den Gouverneur Generaal, van 3 April 1872, houdende regeling voor den aanslag en de inning der landrente (Staatblad 1872, No. 66)。
- (44) “Landrente,” 前掲書, 236ページ。
- (45) Ordonnantie van den Gouverneur Generaal, van 11 December 1872, tot invoering der landrente in de residentie Preanger-regentschappen (Staatblads 1872 No. 219b) [ブリテンイギリス諸県における地租の実施に関する1872年12月11日総督令—1872年蘭印官報第219b号—]。

- (46) "Landrente," 前掲書, 237ページ。
- (47) Ordonnantie van den Gouverneur Generaal, van 6 Juli 1896, tot vaststelling van nieuwe bepalingen nopens den aanslag en de inning der landrente in de residente Preanger-regentschappen (Staatblad 1896, No. 126)。
- (48) "Landrente," 前掲書, 238~240ページ。"Kadaster," 前掲書, 247ページ。
- (49) Ordonnantie van 25 Juli, tot. (Staatsblad 1907, No. 277), 前掲法律の前文。
- (50) "Landrente," 前掲書, 239ページ。
- (51) Ordonnantie van 25 Juli, tot. (Staatsblad 1907, No. 277), 前掲法律。
- (52) "Landrente," 前掲書, 239ページ。
- (53) Angelino, A.D.A. De Kat., *Staatkundig Beleid en Bestuurszorg in Nederlands-Indies, tweede deel* [蘭印における国家政策と行政問題, 第2巻], ハイグ, Martinus Nijhoff, 542~549ページ。
- Polderman, "Het Kadaster in Nederlands-Indies [蘭印における地籍台帳]," *Koloniaal Studien* [植民地研究], 1919年2月号, 72~90ページ。
- (54) Landrente-ordonnantie 1927. Herziening van de Landrente-ordonnantie (Stbl. 1907 No. 277) Stbl. 1927 No. 163 [1927年地租条令, 1907年蘭印官報第277号地租条令の改訂, 1927年蘭印官報第163号]。
- (55) Ordonansi Landrente 1939, Ordonansi Landrente Tanah Jawa dan Madura 1939 (Staatblad 1939 No. 240 joto Stbl. 1939 No. 288) [1939年地租条令, 1939年ジャワ・マドゥーラ地租条令—1939年官報第240号および第288号]。
- (56) 川島武宜『所有権の理論』岩波書店, 1949年, 80~101ページ; 福島正夫『日本資本主義の発達と私法』東京大学出版会, 1988年, 210~228ページ参照。
- (57) 『ジャワ年鑑, 昭和19年』ジャカルタ, ジャワ新聞社, 1944年(ビブリオ社復刻版, 1973年, 95ページ)。
- (58) Pajak Hasil Bumi. Peraturan Pemerintah Pengganti Undang-undang No.11 tahun 1959 tentang Pajak Hasil Bumi (penjelasan dalam Tambahan Lembaran Negara No. 1860)。
- (59) Surat Keputusan Menteri Iuran Negara Republik Indonesia, No. PMPPU. 1-1-3. (29.11.1965) [インドネシア共和国国税大臣決定書No. PMPPU. 1-1-3. 1965年11月9日]。
- (60) Undang-undang Republik Indonesia Nomor 12 Tahun 1985 tentang Pajak Bumi Bangunan [土地家屋税に関するインドネシア共和国法律1985年第12号]。
- (61) Heslinga, 前掲訳書, 48ページ。
- (62) Bank Indonesia, No. SE 7/29/UPK, Surat Edaran kepada Direksi Bank

- bank Umum Pemerintahan dan Direksi Bank Pembangunan Indonesia di Jakarta [ジャカルタにおける政府一般銀行頭取およびインドネシア開発銀行頭取に向けたインドネシア銀行回状No. SE 7/29/UPK]。
- (63) 調査の概要、結果の要約は、Mizuno, Kosuke, *Pembangunan Industri Menengah, Kecil dan Kerajinan Rakyat, serta Peranan Sektor Non-Pertanian dalam Pembangunan Ekonomi Indonesia* [インドネシアにおける中小・家内工業の発展と経済発展における農村非農業部門の役割], ボゴール (unpublished). *Pusat Studi Pembangunan, Institut Pertanian Bogor*, 1986年 (謄写版印刷)。
- (64) Soepomo, *Hukum*……, 107~115ページ, によってもこの地域に土地の共同占有が存在したとの確認はできない。
- (65) 調査は1985年7月に開始された。この質問表を用いた農村世帯経済社会調査は1986年6月から10月の間に実施した。
- (66) たとえば、Ipeda支払い者がウマール氏でその父親がアバス氏だとすると Umar bin Abasと記載されている。Ipedaの支払い者が女性の場合、上のbinはbintiとなる。
- (67) 加納啓良『パグララン——東部ジャワ農村の富と貧困——』アジア経済研究所, 1978年, 41~44ページ。
- (68) 家屋税は、家屋の評価額 (nilai jual bangunan) に従って段階 (klas) に分類されて段階ごとの税率が決められており、当該家屋の評価額が属する段階の税率に従って決められる。最低課税評価額は家屋1平方メートル当たり2万ルピアである。このとき1平方メートル当たり23ルピアの税がかかる (Keputusan Menteri Keuangan Republik Indonesia Nomor : 1003/KMK. 04/1985 tentang Penentuan Klasifikasi dan Besarnya Nilai Jual Obyek Pajak Sebagai Dasar Pengenaan Pajak Bumi dan Bangunan [土地家屋税課税基準のための課税対象評価額および段階決定に関するインドネシア共和国大蔵大臣決定 No. 1003/KMK. 04/1985])。村の家屋のうち高床式住居 (imah panggung) の場合、ほとんどこの最低課税評価額を下回ると考えられる。
- (69) 調査村の土地面積は村民の間でトゥンバッ (tumbak) という単位で計算されている。トゥンバッは本来長さの単位で、面積としては平方トゥンバッ (tumbak pasagi) が用いられ、1平方トゥンバッは普通1/500バウである (Lembaga Basa & Sastra Sunda, *Kamus Umum Basa Sunda* [スンダ語辞典], バンドゥン, Penerbit Tarate Bandung, 1976年, 540ページ)。日常生活では1平方トゥンバッといわれることはほとんどなく、トゥンバッとのみ呼ばれる。普通1バウが500トゥンバッだが (1トゥンバッは約14平方メートル), 調査村地域では1トゥンバッが約16平方メートルである。C字台帳はヘクタールとデシアル (da) で記載されている。

- (70) Ipeda抄書ないしIpedaと呼ばれる以前からの地税台帳抄書は古くからあるが、C字台帳が定期的に書き換えられるようにIpeda抄書も時に書き換えられるので、発行後あまり時間のたたないIpeda抄書が存在することはこれまでの本章の説明と矛盾しない。
- (71) カラワン県の調査村では絶対売買書（surat djual/beli mutlak）と名付けられたほとんど同性格の書類が存在し、たまたま見ることのできた実物は1957年作成であった。なお、植民地期の住民の土地権移転の際の種々の証書について、Tirtawinata, R. and W.A. Muller, *Indonesische Dorpsakten* [インドネシアの村落証書]、バタビア、De Afdeeling Adatrecht van het Koninklijk, Bataviaasch Genootschap van Kunsten en Wetenschappen (出版年不詳)，を参照。
- (72) ここでいう本人の名義とは世帯主およびその配偶者の名義をいう。
- (73) 土地価格上昇に伴い1990年6月に県全体の土地家屋税が一斉に引き上げられたブカシ県で、村長や郡長はこの税の納入達成度が自らの業績の良し悪しを決めるため、これまでも度々自腹を切ってきたことを認め、今回の引上げが大きな負担となると不満を述べている。Pos Kota, 1990年6月20日。
- (74) 筆者らの1990年9月の調査によると、集約住民甘藷栽培（TRI）の実施されていた中ジャワ州スマラン県アンペルガディン郡カラントゥンガー（Karan-tengah）村では、多くの農民がその所有する水田に土地証書を持っていた。
- (75) 前述の土地全国作戦プロジェクトの実施により、この黒インクのIpeda抄書の保有状況が土地所有規模階層別でみて平準化したことは推測しうる。ただしどの世帯がこの作戦の対象世帯になったかは不明である。
- (76) Harsono, *Undang……Djilid Kedua*, 5ページ。
- (77) 同上書, 6ページ。
- (78) Chidir Ali, S.H., *Yurisprudensi Indonesia tentang Hukum Agraria, Jilid I* [土地法に関するインドネシアの判例、第1巻], バンドゥン, Penerbit Binacipta, 1978年, 56~81ページ。
- (79) 1989年10月のブカシ県チカラーン郡スカレスミ（Sukaresmi）村におけるインタビュー結果。
- (80) 1983年ころ以降に出されたIpeda抄書は、「土地権の証拠（bukti）ではない」とする判がわざわざ押してある。
- (81) 土地紛争における村長などの役人の関与については、水野「インドネシアにおける1970年代後半……」, 166~169ページ, 参照。
- (82) Harsono, *Beberapa Analisa……*, 102~103ページ。
- (83) 同上書, 102ページ。